



# 龍ヶ崎市 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画



令和3年3月  
龍ヶ崎市





## はじめに

本市では、平成30（2018）年3月に策定した「龍ヶ崎市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」に基づき、「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと安心して生活できるまち」を基本理念に、障がい福祉の充実に向けて、各種施策を推進してまいりました。

こうした中、国においては新たに、「福祉施設から一般就労への移行」「地域共生社会の実現」「障がい児の地域支援体制の整備」などを基本指針として、障がい者が地域で暮らし続けるためのさまざまな施策が打ち出されています。

このような状況を踏まえ、本市では障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく、障がい者の自立と社会参加を促進し、また、障がい児の療育体制の充実のため、障害福祉サービス等についての提供体制と必要なサービス量について定めた「龍ヶ崎市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画の目標達成に向けて、関係機関や障がい者団体の皆様と連携しながら、障がい者への理解を深め、就労支援の充実や社会参加の促進を図るとともに、障がいのある人もない人もともに住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備に努めてまいります。

最後になりますが、本計画の策定に際して、専門的な立場から貴重なご意見、ご審議をいただきました龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の委員の方々をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました障がい者関係団体や市民の皆さまに対し、心から感謝申し上げます。

令和3（2021）年3月

龍ヶ崎市長 中山 一 生





# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 計画の法的根拠 .....	4
3 計画の期間 .....	5
4 障がい者の範囲 .....	6
5 計画の位置づけ .....	7
6 国における計画の基本的理念 .....	9
7 国の基本指針に基づく成果目標 .....	11
<b>第2章 障がい児者を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>13</b>
1 障がい者の現状 .....	15
2 身体障がい者 .....	16
3 知的障がい者 .....	17
4 精神障がい者 .....	18
5 難病患者 .....	19
6 障がい者の雇用・就労 .....	20
7 障がい児の就学状況 .....	22
8 アンケート調査結果の概要 .....	23
<b>第3章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画 実施計画</b> .....	<b>59</b>
1 基本指針による成果目標 .....	61
2 サービスの体系 .....	71
3 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策 .....	72
4 地域生活支援事業の見込量と今後の方策 .....	92
<b>第4章 計画の推進体制</b> .....	<b>101</b>
1 計画の推進体制 .....	103
<b>資料編</b> .....	<b>105</b>
1 計画策定の経過 .....	107
2 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会 .....	108



# 第 1 章

## 計画の策定にあたって



# 1 計画策定の趣旨

龍ケ崎市では、平成30(2018)年4月に、「ノーマライゼーション」※<sup>1</sup>「リハビリテーション」※<sup>2</sup>「ソーシャル・インクルージョン」※<sup>3</sup>の概念に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての人が人格と個性を尊重し支えあうことで、地域における自立した生活と社会活動を促進し、共に生活できるような共生社会の実現を目指すため、本市における障がい者※<sup>4</sup>のための施策の方向性を示す「龍ケ崎市障がい者プラン」を策定しました。

このプランでは、3つの基本目標のもと、さまざまな施策を展開し、計画的に推進していくこととしています。

この3つの基本目標のうち、「地域生活支援の充実」の実施計画という位置づけにより、障害福祉サービス※<sup>5</sup>や地域生活支援事業※<sup>6</sup>の円滑な実施を目的として、必要なサービス量を見込み、これを確保するための具体的な方策を示したものが「障がい福祉計画」です。また、この「障がい福祉計画」に加えて、前計画から児童福祉法の改正に伴って策定が義務付けられた「障がい児福祉計画」を一体的に策定しています。

平成30(2018)年3月に策定した「第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」は、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの3か年を計画期間としており、今年度を以ってその計画期間が満了となります。そして今般、これまでの進捗状況等を分析・評価し、課題を整理したうえで、令和3(2021)年度からの施策の方向性を明らかにし、必要なサービス量及び提供体制について定めた「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

- 
- ※<sup>1</sup> ノーマライゼーション……………障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で、普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ本来あるべき社会であるとの考え方で、障がい者福祉の基本となる理念です。
- ※<sup>2</sup> リハビリテーション……………障がい者の能力を、より豊かな人生を送るためにその人がもつ能力を引き出し、自立を促すために行われる専門的技術のことです。
- ※<sup>3</sup> ソーシャル・インクルージョン……「特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認めあい、地域全体で包み込み、支えあう」という相互の連帯と心のつながりを築く考え方です。
- ※<sup>4</sup> 障がい者……………障がい者は、特に断り書きがない限り、「障がい児」を含みます。また、障害の「害」の字は、法律名や固有名詞を除き、ひらがな表記とします。
- ※<sup>5</sup> 障害福祉サービス……………「障害者総合支援法」で定められた福祉サービスで、障がいのある方の障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況を踏まえ、個別に支給が決定されます。介護の支援を受ける「介護給付」（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援）と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）があります。
- ※<sup>6</sup> 地域生活支援事業……………障がいのある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により行う市町村や都道府県が独自に取り組む事業のことです。

## 2 計画の法的根拠

本計画は、障害者総合支援法第88条で定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とするものです。

### ■障害者総合支援法

第88条（一部抜粋）市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。（以下省略）

■児童福祉法

第33条の20（一部抜粋）市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

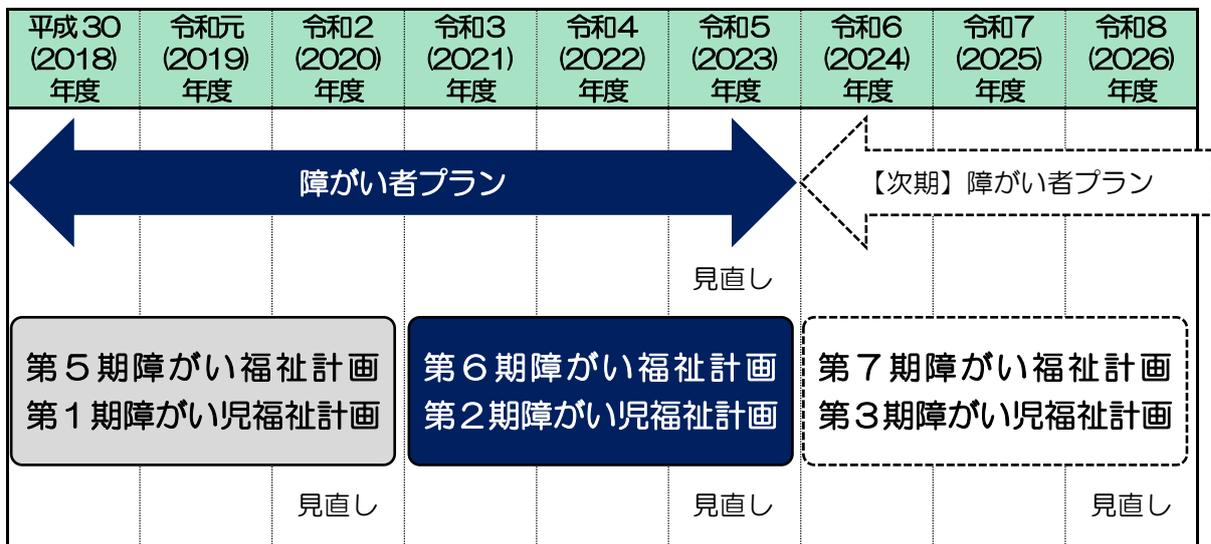
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項（以下省略）

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、国が定める基本指針の期間と合わせて、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間とします。



## 4 障がい者の範囲

本計画における障がい者の範囲は、障害者基本法第2条に規定されている身体障がい、知的障がい、精神障がいその他の心身機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者を総称することとします。

また、発達障害者支援法第2条に規定される自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）などのほか、高次脳機能障害及び難病により日常生活や社会生活に相当な制限を受ける方についても対象とします。ただし、法令などにより、一部の事業では対象とならない場合もあります。

なお、本計画においては、児童（18歳未満の者）を対象とした制度、施策、事業、サービスについては「障がい児」と表記していますが、その他の者については年齢の区別なく「障がい者」と表記しています。



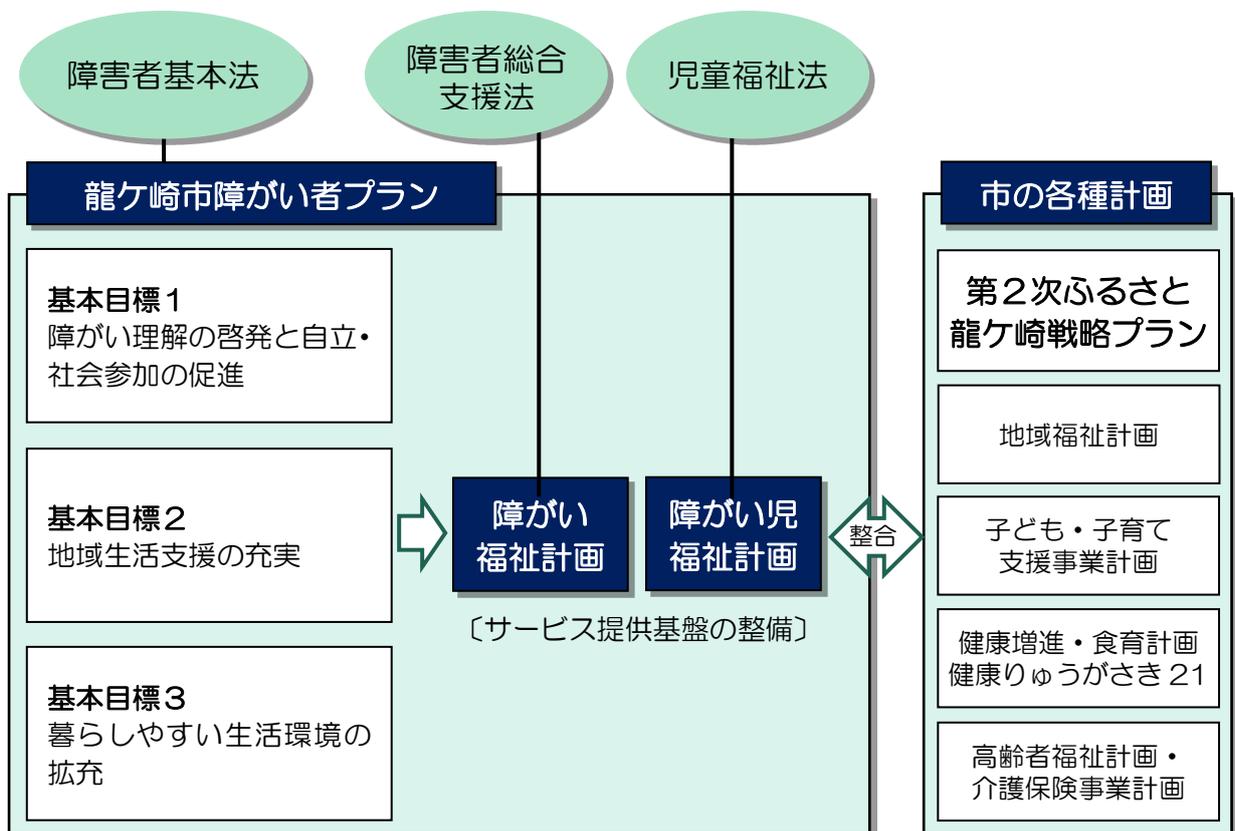
## 5 計画の位置づけ

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づき策定するものであり、「障がい者プラン」に掲げられた3つの基本目標のうちの1つである、「地域生活支援の充実」についてのサービス提供基盤の整備に関する実施計画として位置づけられています。障がい者の自立と社会参加を促進するため、障害福祉サービスや相談支援並びに地域生活支援事業の種類ごとに必要な量を見込むとともに、その見込量を確保するための具体的な方策を設定します。

また、「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づき策定するものであり、障がい児通所支援等のサービス確保のための計画として定めるものです。この計画は、本市における障がい者に対する施策全般にわたる計画として「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定します。

本計画の策定にあたっては、国が定める「第4次障害者基本計画」(平成 30(2018)年度～令和 5(2023)年度)や、茨城県の「第2期新しいばらき障がい者プラン」(平成 30(2018)年度～令和 5(2023)年度)のうち、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに関連する方向性を踏まえるとともに、本市の最上位計画である、第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランのほか、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進・食育計画健康りゅうがさき 21 等との整合性を図りながら策定するものです。

【障がい者プラン及び障がい福祉計画と市の各種計画との関連】



【SDGsについて】

SDGsとは、Sustainable Development Goals の略であり、平成27(2015)年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択され、令和12(2030)年までに達成を目指す世界共通の目標です。17の目標と169のターゲットからなり、経済・社会・環境を調和させながら「誰一人取り残さない社会」を目指すものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【計画とSDGsとの関連について】

本計画は、誰一人取り残さない社会を目指すSDGsにおける以下の目標を踏まえ、施策を推進していきます。



## 6 国における計画の基本的理念

本計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（最終改正：令和2年厚生労働省告示第213号）」における、以下の基本的理念を踏まえ、策定します。

### （１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

### （２）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの実施主体は市町村を基本とし、対象となる障がい者等に対するサービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて均てん化を図る。

### （３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

サービス提供体制の整備を推進するにあたっては、地域生活支援の拠点づくり、NPO<sup>※1</sup>等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、特に地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、あらゆる視点からの支援体制の整備、地域の体制づくりが求められており、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた機能強化が必要である。併せて、相談支援を中心に、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

さらに、精神障がい者の地域生活への移行を進めるにあたっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組が必要であり、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム<sup>※2</sup>の構築を進める。

※1 NPO……………民間の営利を目的とせず社会的活動を行う団体のことです。

※2 地域包括ケアシステム…高齢者等がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることです。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。市町村は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- ① 属性にかかわらず、地域のさまざまな相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支えあう関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村、障害児入所支援については県を実施主体とすることを基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて、障がい児支援の均てん化を図り、地域支援体制の構築を図る。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

## (6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、さまざまな障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

## (7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

# 7 国の基本指針に基づく成果目標

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

成果目標6 発達障がい者等に対する支援

成果目標7 相談支援体制の充実・強化等

成果目標8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築



## 第 2 章

### 障がい児者を取り巻く現状と課題

## 15 ページの用語解説

---

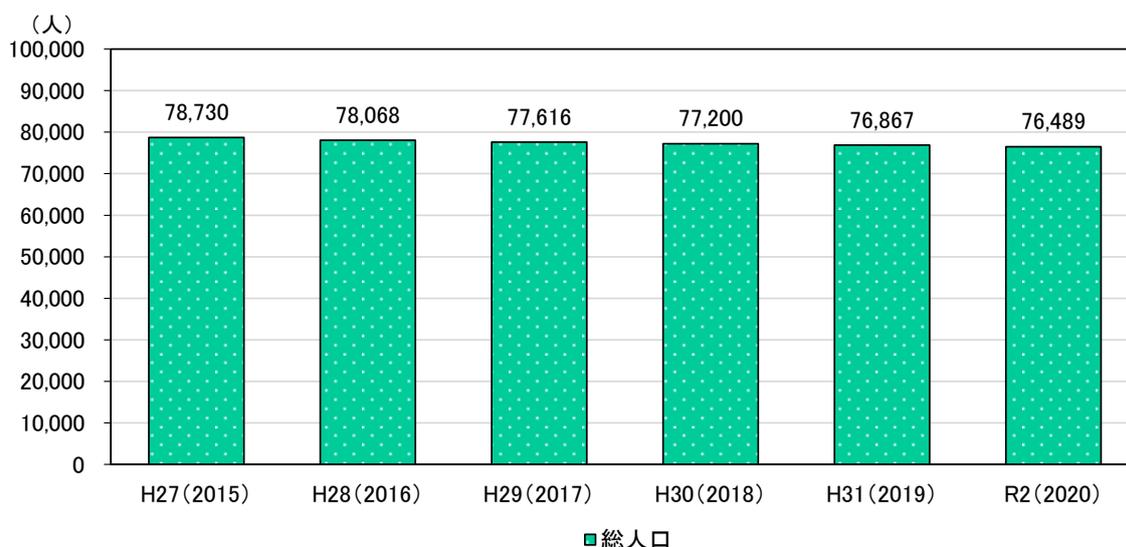
- ※<sup>1</sup> 身体障害者手帳……………身体に障がいのある方が各種制度やサービスを受ける際に必要なもの。申請を受けて、知事が「身体障害者福祉法」に基づいて交付しますが、当市では平成22年度から、権限移譲により市長が交付しています。障がいの程度として、重度の者を1級とし、6級まで分かれています。また、障がいの種別として、視覚障害、聴覚・平衡機能障害・音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障がいの5つに分かれています。
- ※<sup>2</sup> 療育手帳……………知的に障がいのある方が各種制度やサービスを受ける際に必要なもの。申請を受けて、児童相談所（18歳未満）又は福祉相談センター（18歳以上）の判定に基づいて知事が交付します。障がいの程度として、Ⓐ（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4区分に分かれています。
- ※<sup>3</sup> 精神障害者保健福祉手帳…精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある方が各種制度やサービスを受ける際に必要なものです。申請を受けて、知事が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付します。障がいの程度として、重度のものを1級とし、3級まで分かれています。

# 1 障がい者の現状

## (1) 総人口の推移

令和2(2020)年4月1日現在、本市の総人口は 76,489 人となっています。

【総人口の推移】

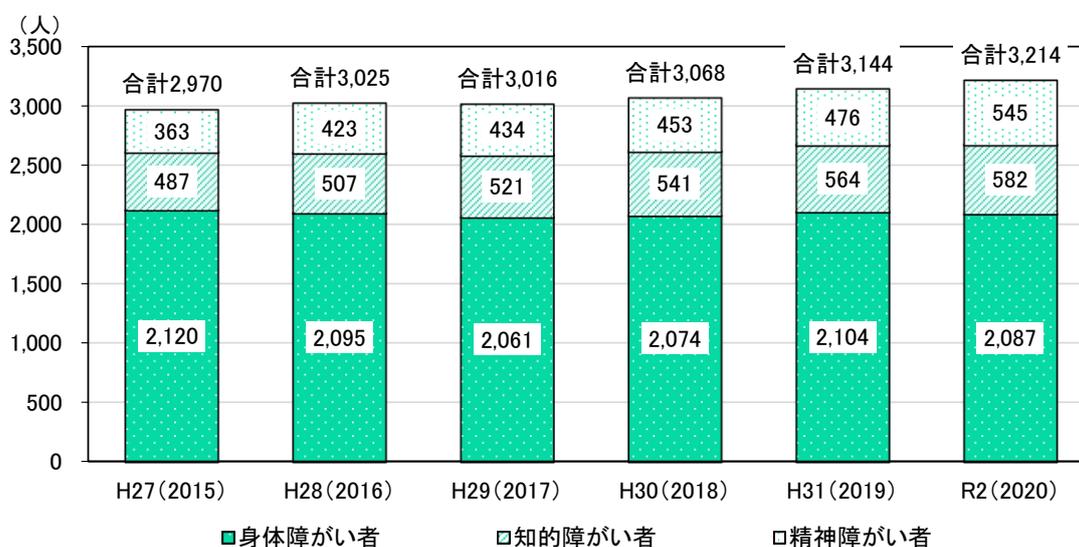


資料: 常住人口調査(各年4月1日現在)

## (2) 手帳所持者の推移

令和2(2020)年4月1日現在、本市における身体障害者手帳<sup>\*1</sup>所持者は 2,087 人、療育手帳<sup>\*2</sup>所持者は 582 人、精神障害者保健福祉手帳<sup>\*3</sup>所持者は 545 人であり、総人口に占める手帳所持者の割合は 4.2%となっています。

【手帳所持者の推移】



資料: 社会福祉課(各年4月1日現在)

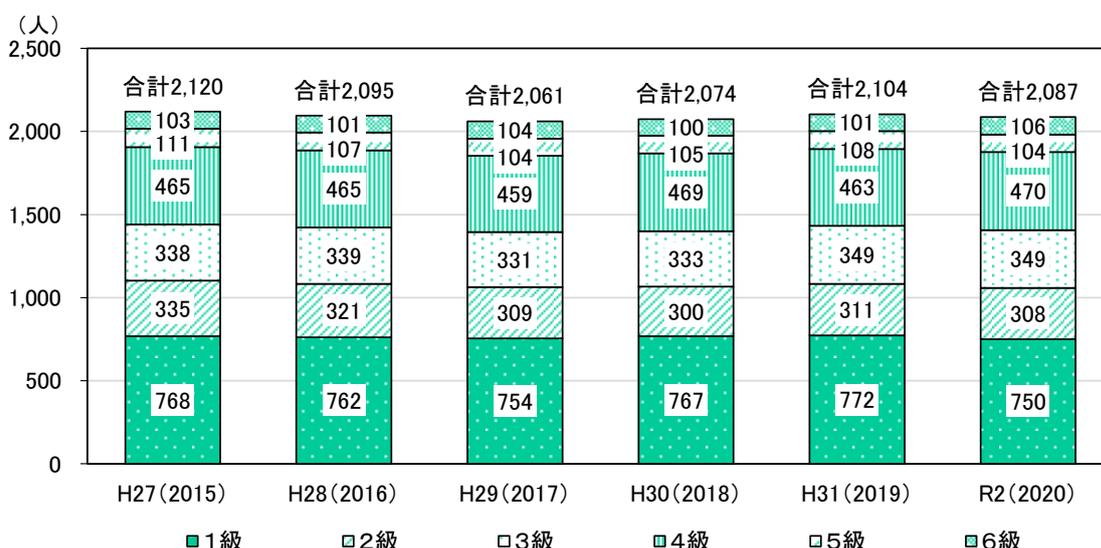
## 2 身体障がい者

令和2(2020)年4月1日現在の身体障害者手帳所持者は 2,087 人で、平成27(2015)年以降、横ばいで推移しています。

等級の内訳をみると、1・2級の重度の障がい者が 1,058 人で全体の 50.7%と、半数を占めており、中度の3・4級の障がい者は 819 人で全体の 39.2%となっています。

障がい種別の状況をみると、肢体不自由が 1,003 人で全体の 48.1%と、約半数を占める状況となっています。

【身体障害者手帳所持者の等級の内訳・推移】



資料: 社会福祉課(各年4月1日現在)

単位: 人

障がい種別		等級						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18歳未満	2	0	1	1	1	0	5
	18歳以上	36	42	10	13	15	7	123
	合計	38	42	11	14	16	7	128
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	0	0	1	2	0	4	7
	18歳以上	0	37	15	27	0	54	133
	合計	0	37	16	29	0	58	140
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	0	2	15	4	0	0	21
	合計	0	2	15	4	0	0	21
肢体不自由	18歳未満	19	3	3	0	0	1	26
	18歳以上	200	209	190	250	88	40	977
	合計	219	212	193	250	88	41	1,003
内部障害	18歳未満	4	0	2	2	0	0	8
	18歳以上	489	15	112	171	0	0	787
	合計	493	15	114	173	0	0	795
合計	18歳未満	25	3	7	5	1	5	46
	18歳以上	725	305	342	465	103	101	2,041
	合計	750	308	349	470	104	106	2,087

資料: 社会福祉課(令和2(2020)年4月1日現在)

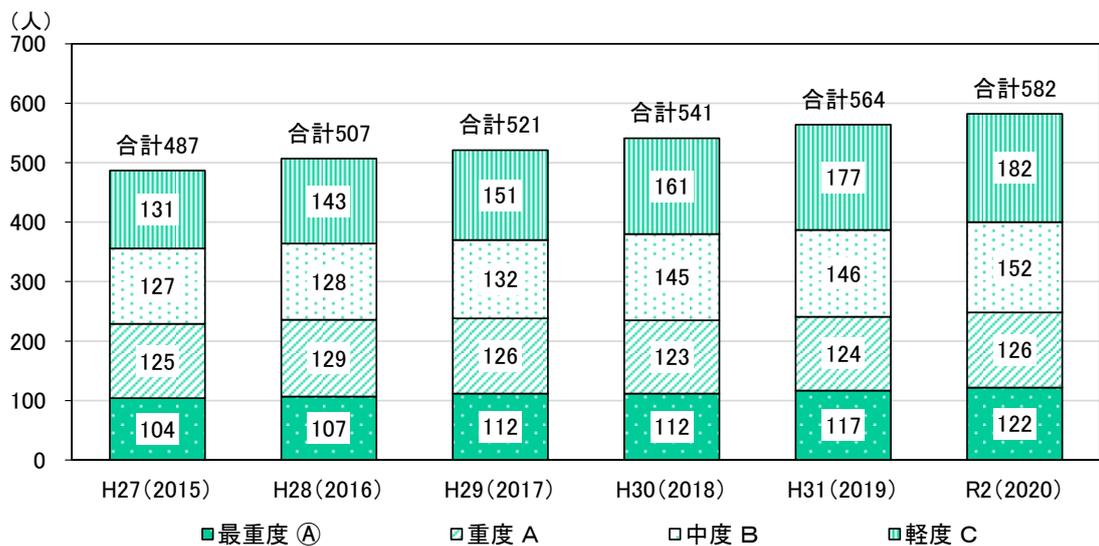
### 3 知的障がい者

令和2(2020)年4月1日現在の療育手帳所持者は582人で、増加傾向で推移しており、平成27(2015)年と比べて95人の増加となっています。

区分の内訳をみると、㉠とAを合わせると248人で全体の42.6%となっています。

また、全体に占める割合を年齢区分でみると、18歳未満が24.2%、18歳以上が75.8%となっています。

【療育手帳所持者の区分の内訳・推移】



資料: 社会福祉課(各年4月1日現在)

単位: 人

年齢 \ 区分	㉠	A	B	C	合計
18歳未満	25	20	33	63	141
18歳以上	97	106	119	119	441
合計	122	126	152	182	582

資料: 社会福祉課(令和2(2020)年4月1日現在)

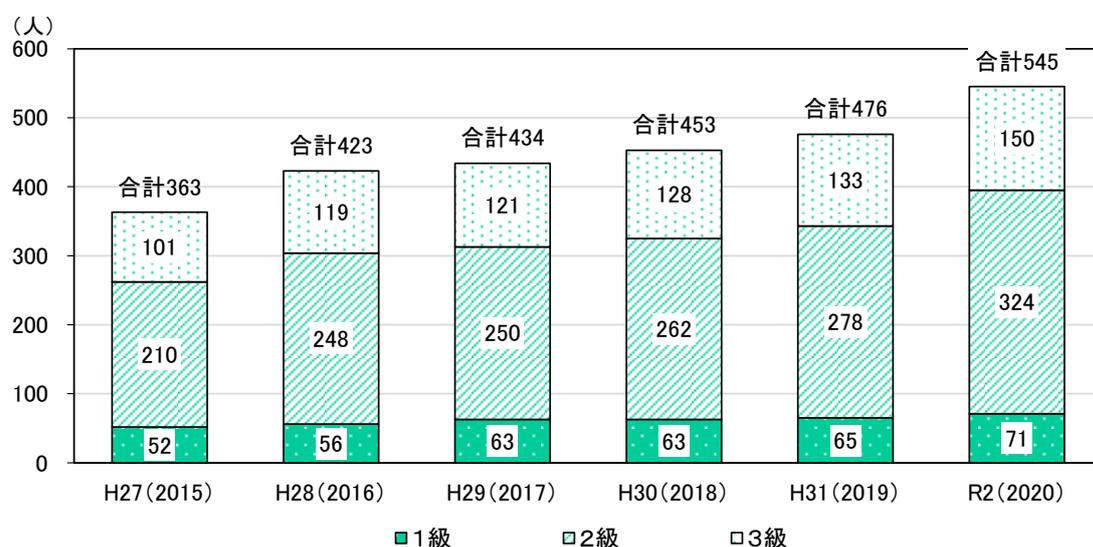
## 4 精神障がい者

令和2(2020)年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は545人で、増加傾向で推移しており、平成27(2015)年と比べて182人の増加となっています。

等級の内訳をみると、2級が324人で全体の59.4%となっています。

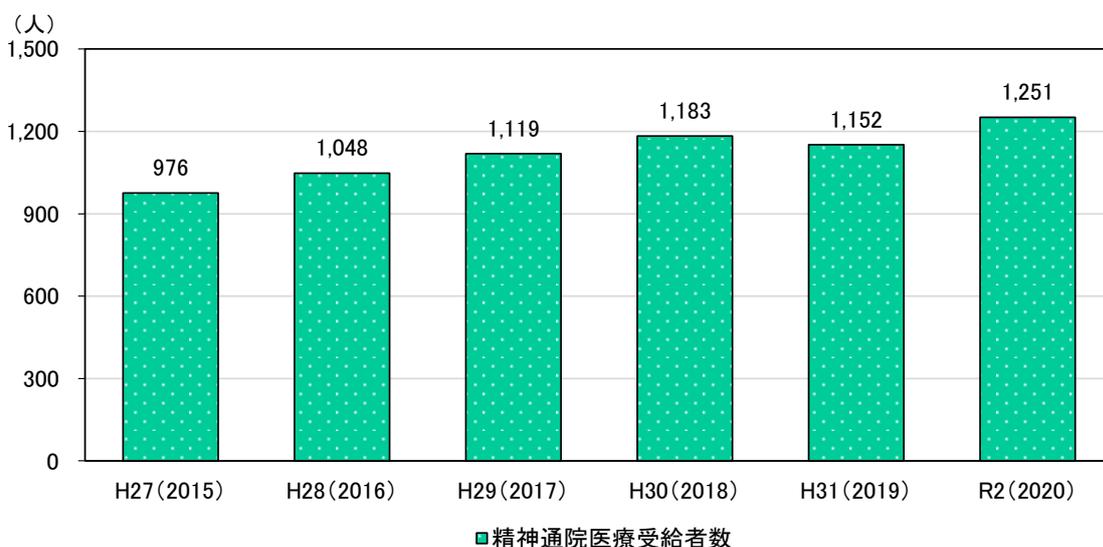
また、令和2(2020)年4月1日現在の精神通院医療受給者は1,251人で、増加傾向で推移しており、平成27(2015)年と比べて275人の増加となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級の内訳・推移】



資料: 社会福祉課(各年4月1日現在)

【精神通院医療受給者の推移】



資料: 社会福祉課(各年4月1日現在)

## 5 難病患者

令和2(2020)年4月1日現在、本市における難病患者数は、指定難病特定医療費受給者、小児慢性特定疾病医療受給者、先天性血液凝固因子障害等医療受給者数によると655人で、総人口に占める割合は0.86%となっています。

### 【各医療受給者数の推移】

単位:人

	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)
指定難病特定医療費受給者	533	558	588
小児慢性特定疾病医療受給者	78	61	66
先天性血液凝固因子障害等医療受給者	1	1	1
合計	612	620	655
総人口	77,200	76,867	76,489
対人口比	0.79%	0.81%	0.86%

資料: 医療受給者数/茨城県竜ヶ崎保健所、常住人口/龍ヶ崎市(各年4月1日現在)

### 【難病患者福祉見舞金受給者数の推移】

単位:人

	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)
一般特定疾患医療受給者	425	406	399
小児慢性特定疾病医療受給者	50	54	47
先天性血液凝固因子障害等医療受給者	1	1	1
合計	476	461	447
総人口	77,200	76,867	76,489
対人口比	0.62%	0.60%	0.58%

資料: 医療受給者数/茨城県竜ヶ崎保健所、常住人口/龍ヶ崎市(各年4月1日現在)

### コラム 難病の医療受給者について

医療受給者：対象疾病に罹患し、病状が一定の基準を満たす人又は高額な医療費を支払っている人で県から指定を受けた「指定医療機関」で対象疾病に付随して発生する傷病に関する医療の助成を受けている人。

【令和2(2020)年4月現在】

指定難病・・・潰瘍性大腸炎などの対象疾病(333疾病)

小児慢性特定疾病・・・小児がんなど子どもの対象慢性疾患(762疾病)

## 6 障がい者の雇用・就労

「障害者雇用促進法」に基づく法定雇用率については、令和2(2020)年6月1日現在、ハローワーク龍ケ崎管内における常用労働者数45.5人以上の民間企業の53.0%が、目標とすべき法定雇用率2.2%を達成しています。

なお、令和3(2021)年3月1日より、0.1%の引き上げとなり、対象となる事業主の範囲が常用労働者数43.5人以上に広がっています。

【障害者雇用促進法に基づく法定雇用率】

事業主区分	法定雇用率	
	従来	令和3(2021)年3月1日以降
民間企業	2.2%	2.3%
国、地方公共団体等	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%

【ハローワーク龍ケ崎管内の民間企業の障がい者雇用状況】

単位：人、か所

産業別	企業数	法定雇用労働者数	身体障がい者				知的障がい者				精神障がい者		計 A×2 +B+C +D× 0.5+E ×2+ F+G+ H× 0.5+I+ J× 0.5	雇用率%	雇用率達成企業数	達成企業の割合%
			A 重度	B 重度以外	C 短時間重度	D 短時間	E 重度	F 重度以外	G 短時間重度	H 短時間	I 精神	J 短時間				
製造業	39	5804.5	15	37	2	1	1	29	0	0	4	0	104.5	1.80	18	46.2%
サービス業	60	8693.0	28	37	9	36	2	16	3	15	16	75	204.0	2.35	31	51.7%
その他	18	2534.5	11	6	0	0	2	8	0	3	11	2	53.5	2.11	13	72.2%
計	117	17032.0	54	80	11	37	5	53	3	18	31	77	362.0	2.13	62	53.0%

資料：ハローワーク龍ケ崎(令和2(2020)年6月1日現在)

平成 28(2016)年度から令和元(2019)年度の県内特別支援学校<sup>※1</sup>における卒業生の進学率は、平均で 2.3%、就職率は 21.7%となっています。卒業後の進路先としては、生活介護や自立訓練などの通所施設の利用者が増加しています。

### 【県内の特別支援学校卒業生の進路】

単位:人

年度	A 卒業生 数	B 進学者 数	C 就職者 数	D 社会福 祉施設 等入 所・通 所者数	E 左記以 外の者 の実数	F 進学率 =B/A	G 就職率 =C/A	H 社会福 祉施設 等入 所・通 所利用 率 =D/A	I 上記以 外の者 の割合 =E/A
H28(2016)	497	11	123	330	33	2.2	24.7	66.4	6.6
H29(2017)	497	12	104	331	50	2.4	20.9	66.6	10.1
H30(2018)	503	15	102	336	50	3.0	20.3	66.8	9.9
R1(2019)	489	8	102	332	47	1.6	20.9	67.9	9.6
平均	497	12	108	332	45	2.3	21.7	66.9	9.1

※平成 28(2016)年度から令和元(2019)年度まで3月 31 日現在

資料: 令和2(2020)年度学校基本調査



※1 特別支援学校…児童・生徒の障がいの重度・重複化や多様化に対応するための学校です。従来は、盲・ろう・養護学校とされていましたが、平成 19 年4月からは障害区分をなくした特別支援学校に改められました。

# 7 障がい児の就学状況

令和2(2020)年5月1日現在、市内の小・中学校に在籍している障がい児は、小学生157人、中学生63人、合計で220人となっています。

また、市内在住者で県内の特別支援学校小学部、中学部に通学している児童・生徒は、小学部22人、中学部27人、合計で49人となっています。

なお、市内の小・中学校に在籍している障がい児に対して、学校における教育活動を援助し、教育効果の充実に図るための事業である障がい児支援員派遣は、令和2(2020)年度は81人の児童・生徒が利用しています。

## 【小・中学校特別支援学級と学級児童生徒数・学級数】

単位:人

	上欄:特別支援学級児童生徒数 中欄:普通学級児童生徒数 ( )内:普通学級数						上欄:総児童生徒数 ( )内:総学級数					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	普通学級	特別支援学級				合計
								知的障がい	情緒障がい	言語障がい	計	
小学校	8	20	32	29	41	27	3,392 (133)	62 (13)	80 (15)	15 (5)	157 (33)	3,549 (166)
	528	560	554	580	581	589						
	(23)	(23)	(21)	(21)	(22)	(23)						
中学校	21	23	19	/			1,876 (60)	22 (5)	41 (9)	0 (0)	63 (14)	1,939 (74)
	634	626	616									
	(21)	(19)	(20)									
合計							5,268 (193)	84 (18)	121 (24)	15 (5)	220 (47)	5,488 (240)

資料:龍ヶ崎市教育委員会(令和2(2020)年5月1日現在)

## 【市内在住者の県内特別支援学校の在籍状況】

単位:人

学年	小学部							中学部				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
在籍者数	2	6	7	2	5	0	22	11	7	9	27	49

資料:龍ヶ崎市教育委員会(令和2(2020)年5月1日現在)

## 【小・中学校の障がい児支援員派遣状況】

単位:人

	H28(2016)		H29(2017)		H30(2018)		R1(2019)		R2(2020)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
支援員を利用した児童生徒数	29	0	29	1	59	2	74	2	79	2
委託団体数	3	0	3	1	3	1	3	1	3	1

資料:龍ヶ崎市教育委員会(令和2(2020)年5月1日現在)

## 8 アンケート調査結果の概要

### (1) 調査の概要

#### ①調査の目的

本計画を策定するにあたり、障がい者の実情やニーズを把握するとともに、市民及び事業所から障がい者施策への意見や要望を伺い、障がい福祉施策の改善及び充実を図ることを目的に実施しました。

#### ②調査対象者

調査区分	調査対象者	対象者数
障がい者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	1,974人
一般市民	18歳以上の男女	318人
事業所	龍ヶ崎市の障がい者の利用実績のある事業所	82か所

#### ③調査時期及び調査方法

■調査方法：郵送配布・郵送回収

■調査期間：令和2(2020)年3月13日から令和2(2020)年4月20日まで

#### ④回収結果

調査対象者	配布数	回収数	回収率
障がい者	1,974件	903件	45.7%
一般市民	318件	116件	36.5%
事業所	82件	51件	62.2%
合計	2,374件	1,070件	45.1%

## (2) 障がい者対象の調査結果（抜粋）

### ①本人の状況について

#### ■年齢構成について

年齢構成については、「65歳以上」が35.7%で最も高く、次いで「40～49歳」が14.4%、「50～59歳」が11.4%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者は「65歳以上（50.1%）」が、知的障がい者は「18～29歳（29.7%）」が、精神障がい者は「40～49歳（29.2%）」が、難病患者は「65歳以上（50.6%）」が最も高くなっています。

	全体 n=903	身体障がい者 n=595	知的障がい者 n=202	精神障がい者 n=168	難病患者 n=89
18歳未満	6.3	2.5	20.8	0.6	7.9
18～29歳	10.6	4.5	29.7	14.3	5.6
30～39歳	9.6	4.7	21.3	16.1	3.4
40～49歳	14.4	10.6	12.4	29.2	9.0
50～59歳	11.4	12.6	5.0	14.9	14.6
60～64歳	10.6	13.8	6.4	6.5	7.9
65歳以上	35.7	50.1	2.0	17.3	50.6
無回答	1.3	1.2	2.5	1.2	1.1

#### ■同居者について

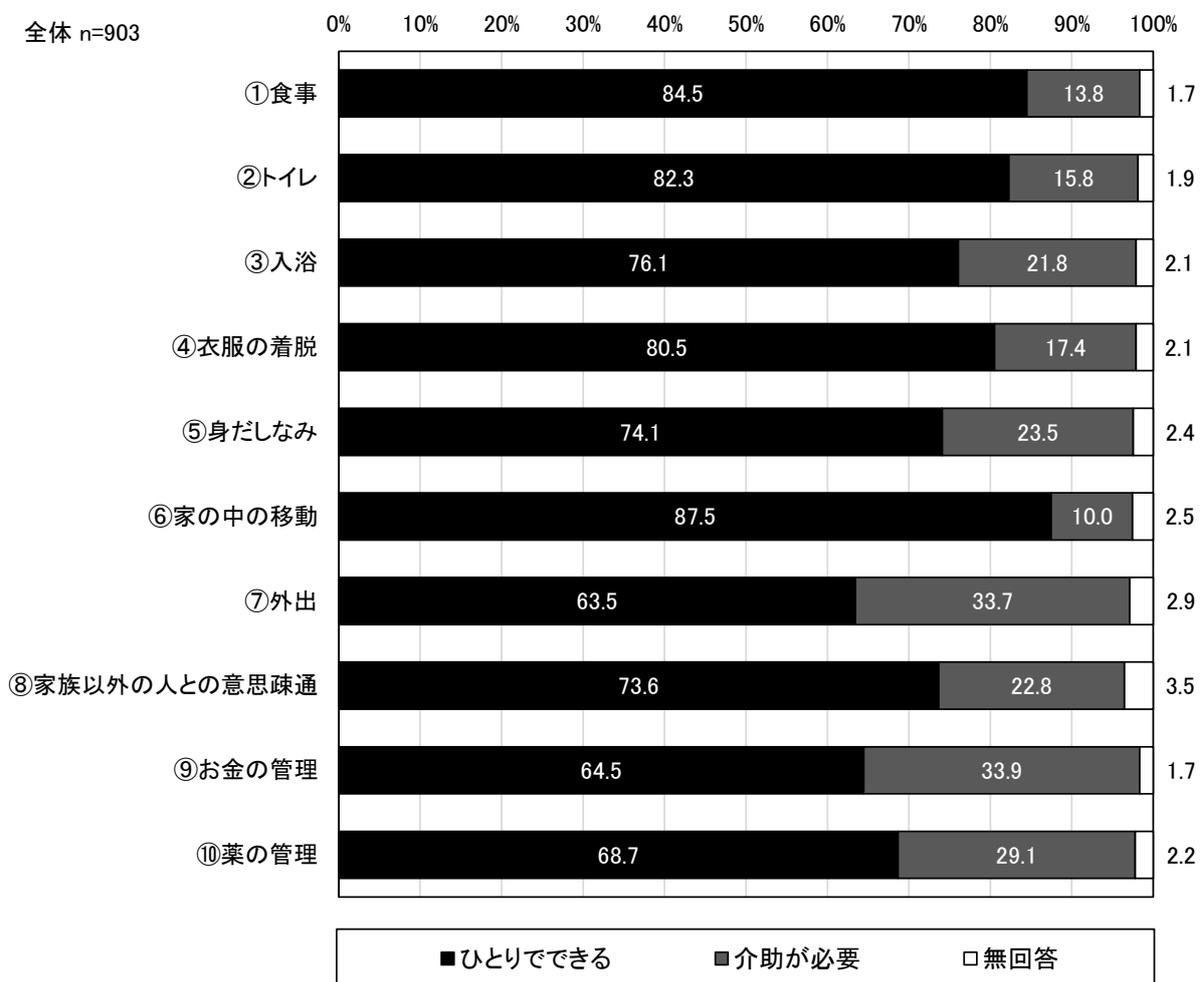
同居者については、「配偶者（夫または妻）」が39.8%で最も高く、次いで「父母・祖父母・兄弟」が38.4%、「子ども」が19.5%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者・難病患者では「配偶者（夫または妻）」、知的障がい者・精神障がい者は「父母・祖父母・兄弟」が最も高くなっています。

	全体 n=903	身体障がい者 n=595	知的障がい者 n=202	精神障がい者 n=168	難病患者 n=89
父母・祖父母・兄弟	38.4	24.5	76.7	47.0	37.1
配偶者（夫または妻）	39.8	54.5	3.0	21.4	53.9
子ども	19.5	25.5	2.5	12.5	24.7
いない（一人で暮らしている）	11.4	12.9	3.5	17.3	9.0
その他	11.7	9.1	19.3	14.3	7.9
無回答	0.6	0.7	0.5	0.0	0.0

### ■介助の状況について

介助の状況について「介助が必要」の割合をみると、『お金の管理』が33.9%で最も高く、次いで『外出』が33.7%、『薬の管理』が29.1%となっています。



### ■主な介助者について

主な介助者については、「父母・祖父母・兄弟」が51.2%で最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」が28.2%、「ホームヘルパーや施設の職員」が27.4%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者・難病患者では「配偶者（夫または妻）」が、知的障がい者・精神障がい者は「父母・祖父母・兄弟」が最も高くなっています。

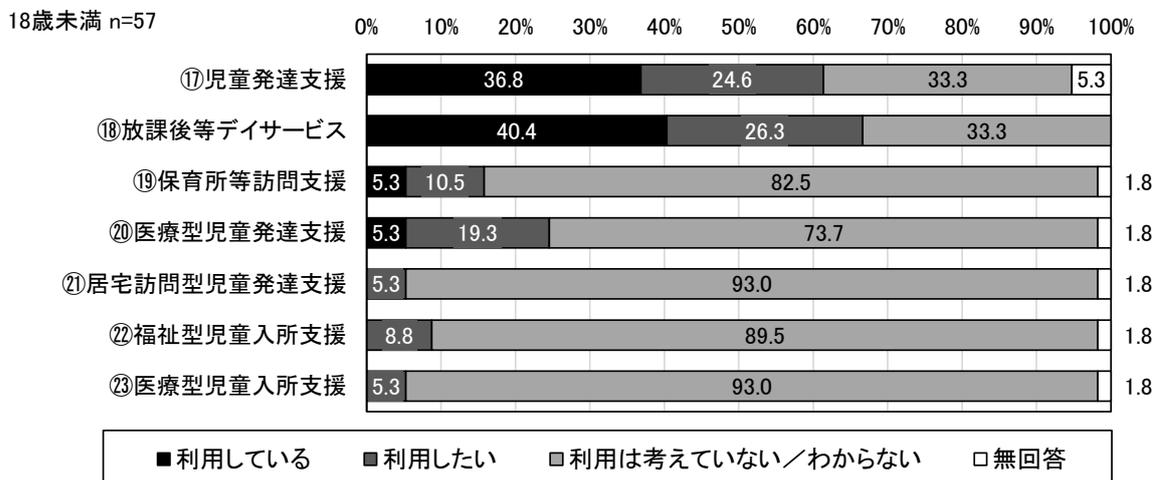
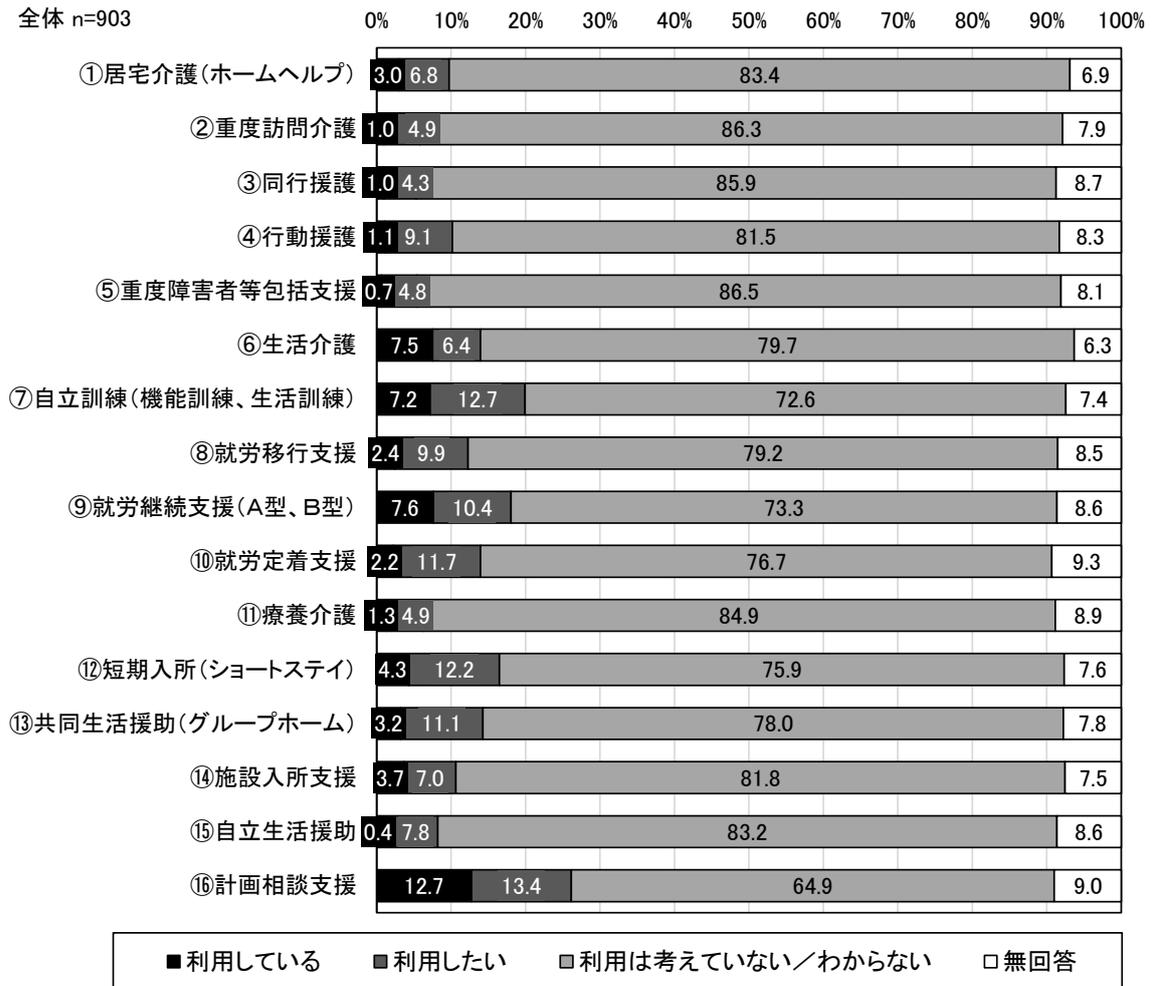
	全体 n=412	身体障がい者 n=212	知的障がい者 n=158	精神障がい者 n=78	難病患者 n=47
父母・祖父母・兄弟	51.2	33.0	79.7	56.4	29.8
配偶者（夫または妻）	28.2	43.9	2.5	26.9	53.2
子ども	8.3	14.2	1.3	3.8	10.6
ホームヘルパーや施設の職員	27.4	27.4	31.0	26.9	19.1
その他（ボランティア等）	5.8	7.1	4.4	7.7	8.5
無回答	4.1	6.1	1.9	2.6	6.4



## ②障がい福祉サービス等の利用について

### ■障がい福祉サービス等の利用状況及び利用意向について

サービスの利用状況及び利用意向について、「利用している」の割合をみると、『⑱放課後等デイサービス』が40.4%で最も高く、次いで『⑰児童発達支援』が36.8%、『⑯計画相談支援』が12.7%となっています。また、「利用したい」をみると、『⑱放課後等デイサービス』が26.3%で最も高く、次いで『⑰児童発達支援』が24.6%、『㉓医療型児童発達支援』が19.3%となっています。



### ③住まいや暮らしについて

#### ■暮らしの状況について

暮らしの状況については、「家族と暮らしている」が76.3%で最も高く、次いで「一人で暮らしている」が11.1%、「福祉施設で暮らしている」が4.4%となっています。

障がい種別でみると、すべての障がい種別で「家族と暮らしている」が最も高い割合を占めています。「一人で暮らしている」の割合をみると、精神障がい者が15.5%で最も高く、次いで身体障がい者が12.6%、知的障がい者が4.0%となっています。

	全体 n=903	身体障がい者 n=595	知的障がい者 n=202	精神障がい者 n=168	難病患者 n=89
一人で暮らしている	11.1	12.6	4.0	15.5	9.0
家族と暮らしている	76.3	76.5	78.2	67.9	86.5
グループホームで暮らしている	2.2	1.0	3.0	3.6	0.0
福祉施設で暮らしている	4.4	3.9	12.4	2.4	2.2
病院に入院している	1.6	0.8	0.0	6.0	1.1
その他	1.3	1.7	1.0	0.6	0.0
無回答	3.1	3.5	1.5	4.2	1.1

#### ■今後の生活について

今後の生活については、「家族と一緒に生活したい」が57.1%で最も高く、次いで「一人で生活したい」が16.8%、「福祉施設で暮らしたい」が9.7%となっています。

障がい種別でみると、すべての障がい種別で「家族と一緒に生活したい」が最も高い割合を占めています。「一人で生活したい」の割合をみると、精神障がい者が29.2%で最も高く、次いで身体障がい者が14.8%、知的障がい者が11.9%となっています。

	全体 n=903	身体障がい者 n=595	知的障がい者 n=202	精神障がい者 n=168	難病患者 n=89
一人で生活したい	16.8	14.8	11.9	29.2	15.7
家族と一緒に生活したい	57.1	64.7	38.6	43.5	66.3
グループホームを利用したい	6.3	2.9	15.8	9.5	0.0
福祉施設で暮らしたい	9.7	8.2	19.8	5.4	11.2
その他	4.2	3.5	7.9	5.4	2.2
無回答	5.8	5.9	5.9	7.1	4.5

### ■将来の心配事について

将来の心配事については、「健康面のこと」が71.2%で最も高く、次いで「生活費のこと」が51.7%、「親・家族に先立たれること」が45.2%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者では「健康面のこと（75.3%）」が、知的障がい者では「親・家族に先立たれること（71.8%）」が、精神障がい者では「生活費のこと（70.2%）」が、難病患者では「健康面のこと（83.1%）」が最も高くなっています。

	全体 n=903	身体障がい者 n=595	知的障がい者 n=202	精神障がい者 n=168	難病患者 n=89
健康面のこと	71.2	75.3	60.4	68.5	83.1
仕事面のこと	27.1	17.1	34.7	49.4	20.2
生活費のこと	51.7	46.1	52.5	70.2	52.8
医療費のこと	34.2	30.1	35.1	51.2	48.3
住まいのこと	28.9	22.0	39.6	42.9	25.8
地域の福祉サービスのこと	24.5	21.5	35.1	25.6	27.0
近所との付き合い	15.4	9.7	20.3	29.2	13.5
親・家族に先立たれること	45.2	35.0	71.8	54.2	42.7
その他	3.8	3.2	4.5	6.5	5.6
特に無い	6.8	7.4	5.9	3.6	1.1
無回答	4.3	4.5	3.0	6.0	3.4



■地域で生活するために必要な支援について

地域で生活するために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が56.6%で最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が37.3%、「相談対応の充実」が32.6%となっています。

障がい種別でみると、すべての障がい種別で「経済的な負担の軽減」が50.0%以上と最も高くなっています。

	全体 n=903	身体障がい者 n=595	知的障がい者 n=202	精神障がい者 n=168	難病患者 n=89
在宅で医療ケアなどが適切に得られること	31.7	38.2	19.3	21.4	49.4
障がい者に適した住居の確保	28.5	25.7	44.1	29.2	28.1
必要な在宅サービスが適切に利用できること	37.3	38.0	40.1	28.0	44.9
生活訓練の充実	18.1	13.6	30.7	20.8	15.7
経済的な負担の軽減	56.6	53.1	57.9	66.1	58.4
相談対応の充実	32.6	24.2	44.1	49.4	28.1
地域住民の理解	23.4	15.1	43.1	31.0	22.5
コミュニケーションについての支援	20.9	14.1	39.6	28.6	13.5
その他	3.8	3.5	5.9	3.6	1.1
無回答	13.7	15.8	7.9	9.5	10.1

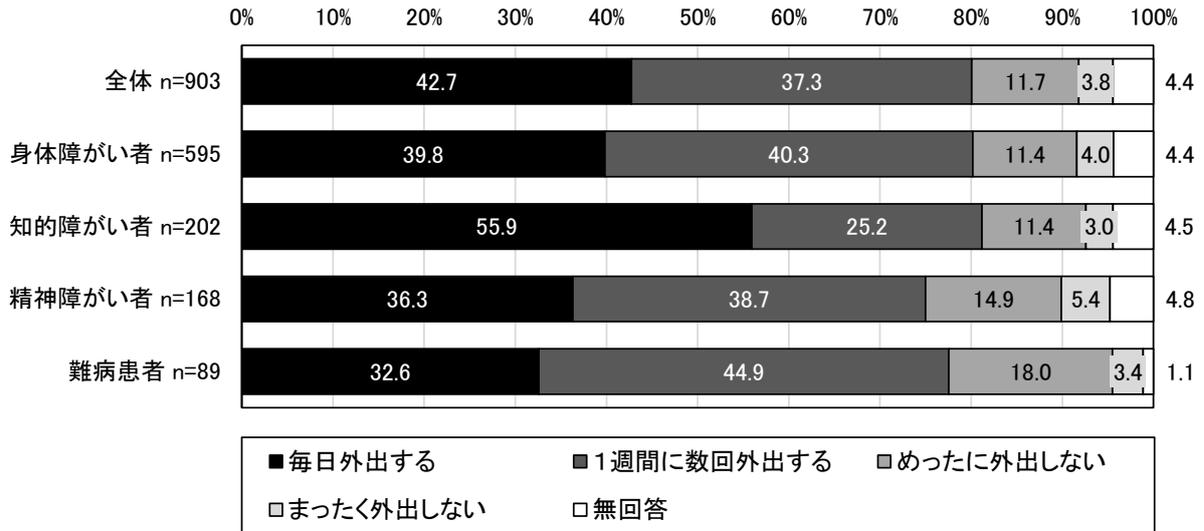


#### ④日中活動や就労について

##### ■外出頻度について

外出頻度については、「毎日外出する」が42.7%で最も高く、次いで「1週間に数回外出する」が37.3%、「めったに外出しない」が11.7%、「まったく外出しない」が3.8%となっています。

障がい種別でみると、「毎日外出する」は、知的障がい者が55.9%で最も高く、次いで身体障がい者が39.8%、精神障がい者が36.3%となっています。



##### ■外出する際の主な同伴者について

外出する際の主な同伴者については、「一人で外出する」が41.7%で最も高く、次いで「父母・祖父母・兄弟」が18.8%、「配偶者（夫または妻）」が17.9%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者、精神障がい者、難病患者では、「一人で外出する」が、知的障がい者では、「父母・祖父母・兄弟」が最も高くなっています。

	全体 n=829	身体障がい者 n=545	知的障がい者 n=187	精神障がい者 n=151	難病患者 n=85
父母・祖父母・兄弟	18.8	10.5	46.0	17.2	20.0
配偶者(夫または妻)	17.9	23.9	2.1	11.9	24.7
子ども	2.9	3.9	0.0	2.0	2.4
ホームヘルパーや施設の職員	6.5	5.1	16.6	4.0	4.7
その他(ボランティア等)	1.1	1.3	0.5	0.7	3.5
一人で外出する	41.7	42.9	27.3	51.7	29.4
無回答	11.1	12.5	7.5	12.6	15.3

### ■外出の目的について

外出の目的については、「買い物に行く」が72.4%で最も高く、次いで「医療機関への受診」が61.3%、「通勤・通学・通所」が41.1%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者、知的障がい者では、「買い物に行く」が、精神障がい者では、「医療機関への受診」、「買い物に行く」が、難病患者では、「医療機関への受診」が最も高くなっています。

	全体 n=829	身体障がい者 n=545	知的障がい者 n=187	精神障がい者 n=151	難病患者 n=85
通勤・通学・通所	41.1	32.1	69.5	40.4	32.9
訓練やリハビリに行く	11.8	12.3	15.5	7.3	21.2
医療機関への受診	61.3	65.5	45.5	65.6	76.5
買い物に行く	72.4	73.2	72.2	65.6	64.7
友人・知人に会う	27.1	29.9	19.3	23.2	27.1
趣味やスポーツをする	18.8	18.5	17.1	16.6	12.9
グループ活動に参加する	5.5	5.7	5.3	6.0	2.4
散歩に行く	35.9	36.9	36.9	30.5	30.6
その他	5.4	5.3	4.8	5.3	3.5
無回答	2.7	2.6	1.1	4.0	4.7



### ■外出する時に困ることについて

外出する時に困ることについては、「困った時にどうすればいいのか心配」が23.6%で最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が22.7%、「公共交通機関が少ない(ない)」が22.4%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者では、「道路や駅に階段や段差が多い(30.5%)」が、知的障がい者では、「困った時にどうすればいいのか心配(41.2%)」が、精神障がい者では、「外出にお金がかかる(39.1%)」が、難病患者では、「道路や駅に階段や段差が多い(36.5%)」が最も高くなっています。

	全体 n=829	身体障がい者 n=545	知的障がい者 n=187	精神障がい者 n=151	難病患者 n=85
公共交通機関が少ない(ない)	22.4	22.0	21.4	25.8	17.6
列車やバスの乗り降りが困難	14.2	17.1	11.2	7.9	24.7
道路や駅に階段や段差が多い	22.7	30.5	12.8	9.9	36.5
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	10.1	7.2	21.4	8.6	4.7
外出先の建物の設備が不便	18.6	21.8	15.5	7.9	30.6
介助者が確保できない	8.0	6.6	18.2	1.3	9.4
外出にお金がかかる	22.2	19.1	19.3	39.1	16.5
周囲の目が気になる	12.2	6.8	23.5	18.5	5.9
発作など突然の身体の変化が心配	15.4	15.6	14.4	14.6	22.4
困った時にどうすればいいのか心配	23.6	13.6	41.2	35.1	21.2
その他	9.7	10.3	9.6	5.3	10.6
無回答	18.3	20.0	12.3	17.9	15.3

### ■平日の日中の主な過ごし方について

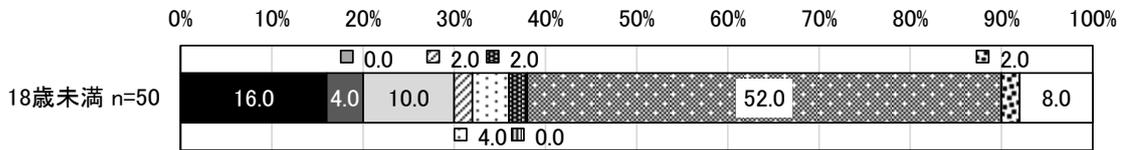
平日の日中の主な過ごし方については、「自宅で過ごしている」が30.0%で最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が20.9%、「福祉サービス事業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が12.0%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者、精神障がい者、難病患者では、「自宅で過ごしている」が、知的障がい者では、「福祉サービス事業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が最も高くなっています。

	全体 n=903	身体障がい者 n=595	知的障がい者 n=202	精神障がい者 n=168	難病患者 n=89
会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	20.9	21.5	18.8	14.9	14.6
ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	1.3	1.3	0.0	2.4	1.1
専業主婦(主夫)をしている	7.9	9.7	1.0	6.0	10.1
福祉サービス事業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)	12.0	6.1	28.7	17.9	6.7
病院などのデイケアに通っている	2.1	2.4	0.5	2.4	3.4
リハビリテーションを受けている	1.0	1.5	0.5	0.6	1.1
自宅で過ごしている	30.0	35.8	10.4	32.7	36.0
入所している施設や病院等で過ごしている	5.9	4.7	11.9	6.5	2.2
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	0.6	0.7	0.0	0.6	1.1
特別支援学校(小中高等部)に通っている	2.9	1.2	9.4	0.6	3.4
一般の高校、小中学校に通っている	1.9	1.0	5.4	0.0	4.5
障がい児通園施設や保育所、幼稚園などに通っている	1.0	0.3	4.0	0.0	0.0
その他	2.0	2.2	0.5	2.4	1.1
無回答	10.6	11.6	8.9	13.1	14.6

### ■幼稚園・学校などでの困りごとについて

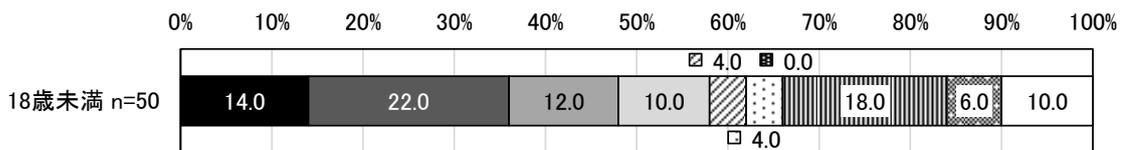
幼稚園・学校などでの困りごとについては、「特に困っていることはない」が52.0%で最も高く、次いで「通うのが大変」が16.0%、「先生の理解や配慮が足りない」が10.0%となっています。



- 通うのが大変
- トイレなどの施設が整っていない
- 介助体制が十分でない
- 先生の理解や配慮が足りない
- ▣ まわりの生徒たちの理解が得られない
- 友だちができない
- ▣ 通常の学級に入れてもらえない
- ▣ 医療的なケア(吸引・経管栄養・導尿等)が受けられない
- ▣ 特に困っていることはない
- ▣ その他
- 無回答

### ■幼稚園・学校などに望むことについて

幼稚園・学校などに望むことについては、「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」が22.0%で最も高く、次いで「特に望むことはない」が18.0%、「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」が14.0%となっています。



- 就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい
- 能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい
- 施設、設備、教材を充実してほしい
- 個別指導を充実してほしい
- ▣ 通常学級との交流の機会を増やしてほしい
- 障がいの状況にかかわらず通常学級で受け入れてほしい
- ▣ 医療的なケア(吸引・経管栄養・導尿等)が受けられるようにしてほしい
- ▣ 特に望むことはない
- ▣ その他
- 無回答

### ■障がい者の就労支援として必要だと思うことについて

障がい者の就労支援として必要だと思うことについては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が47.6%で最も高く、次いで「通勤手段の確保」が31.1%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が30.9%となっています。

障がい種別でみると、すべての障がい種別で「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も高い割合を示しています。また、「仕事についての職場外での相談対応、支援」では、知的障がい者、精神障がい者で、他の障がい種別と比べて割合が高くなっています。

	全体 n=903	身体障がい者 n=595	知的障がい者 n=202	精神障がい者 n=168	難病患者 n=89
通勤手段の確保	31.1	27.2	38.6	33.3	34.8
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	21.9	25.4	17.8	13.1	30.3
短時間勤務や勤務日数等の配慮	30.9	26.9	30.7	44.6	27.0
在宅勤務の拡充	21.7	20.0	18.8	31.0	21.3
職場の上司や同僚に障がいの理解があること	47.6	40.0	60.9	57.1	43.8
職場で介助や援助等が受けられること	22.0	18.5	34.7	21.4	21.3
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	25.7	16.5	42.1	39.3	25.8
企業ニーズに合った就労訓練	18.4	12.4	25.7	29.2	14.6
仕事についての職場外での相談対応、支援	24.5	15.3	40.6	38.7	18.0
その他	6.5	6.2	8.4	4.8	6.7
無回答	28.9	35.1	17.3	23.8	36.0

## ⑤相談相手について

## ■悩みや困りごとの相談先について

悩みや困りごとの相談先については、「家族や親せき」が73.8%で最も高く、次いで「友人・知人」が29.0%、「かかりつけの医師や看護師」が25.9%となっています。

障がい種別でみると、すべての障がい種別で「家族や親せき」が最も高い割合を示しています。また、「施設の指導員など」では、知的障がい者、精神障がい者で、他の障がい種別と比べて割合が高くなっています。

	全体 n=903	身体障がい者 n=595	知的障がい者 n=202	精神障がい者 n=168	難病患者 n=89
家族や親せき	73.8	73.4	76.7	66.7	74.2
友人・知人	29.0	32.4	14.4	30.4	29.2
近所の人	4.4	5.0	5.0	3.0	7.9
職場の上司や同僚	9.1	7.2	9.9	13.7	4.5
施設の指導員など	12.0	7.4	23.8	19.6	7.9
ホームヘルパーなど福祉サービス事業所の人	7.1	6.2	9.9	8.3	11.2
障がい者団体や家族会	2.1	1.7	3.0	3.6	1.1
かかりつけの医師や看護師	25.9	23.9	16.8	42.3	38.2
病院のソーシャルワーカーや介護保険のケアマネジャー	8.6	9.7	1.5	13.1	15.7
民生委員・児童委員	1.3	1.5	0.5	1.8	0.0
障がい児通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	3.5	1.3	11.4	1.8	3.4
相談支援事業所などの民間の相談窓口	5.0	2.5	11.4	6.5	5.6
行政機関の相談窓口	8.1	7.1	10.4	10.7	9.0
その他	6.1	5.0	7.4	8.3	4.5
無回答	7.5	8.9	5.0	7.1	11.2

### ■障がいのことや福祉サービスの情報の入手先について

障がいのことや福祉サービスの情報の入手先については、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が34.1%で最も高く、次いで「行政機関の広報誌」が32.6%、「家族や親せき、友人・知人」が31.9%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者では、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース（38.5%）」が、知的障がい者では、「家族や親せき、友人・知人（39.6%）」が、精神障がい者では、「インターネット（35.7%）」が、難病患者では、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース（38.2%）」、「行政機関の広報誌（38.2%）」が最も高くなっています。

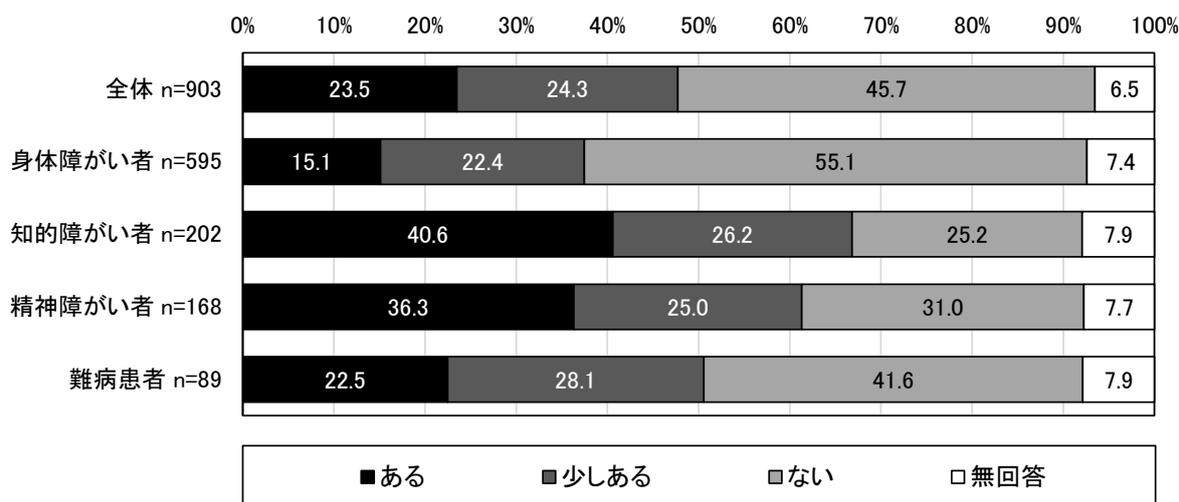
	全体 n=903	身体障がい者 n=595	知的障がい者 n=202	精神障がい者 n=168	難病患者 n=89
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	34.1	38.5	21.8	26.2	38.2
行政機関の広報誌	32.6	37.6	19.8	26.8	38.2
インターネット	26.9	23.7	23.8	35.7	27.0
家族や親せき、友人・知人	31.9	28.6	39.6	31.5	32.6
福祉サービス事業所の人や施設職員	18.1	14.3	31.7	25.6	18.0
障がい者団体や家族会(団体の機関誌など)	4.0	3.5	5.9	5.4	7.9
かかりつけの医師や看護師	20.5	20.7	10.4	29.2	25.8
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	10.2	10.9	0.5	17.9	19.1
民生委員・児童委員	1.4	1.2	1.0	3.0	2.2
障がい児通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	3.0	1.0	9.4	1.8	1.1
相談支援事業所などの民間の相談窓口	5.0	2.9	11.4	5.4	7.9
行政機関の相談窓口	11.6	11.1	12.9	12.5	9.0
その他	4.0	3.2	6.9	4.2	1.1
無回答	8.1	8.4	9.9	8.3	12.4

## ⑥権利擁護について

### ■差別などを受けた経験について

差別などを受けた経験については、「ない」が45.7%で最も高く、次いで「少しある」が24.3%、「ある」が23.5%となっています。

障がい種別で見ると、身体障がい者、難病患者では、「ない」が、知的障がい者、精神障がい者では、「ある」が最も高くなっています。



### ■差別や嫌な思いをした場所について

差別や嫌な思いをした場所については、「外出先」が50.1%で最も高く、次いで「学校・仕事場」が38.1%、「仕事を探すとき」が22.5%となっています。

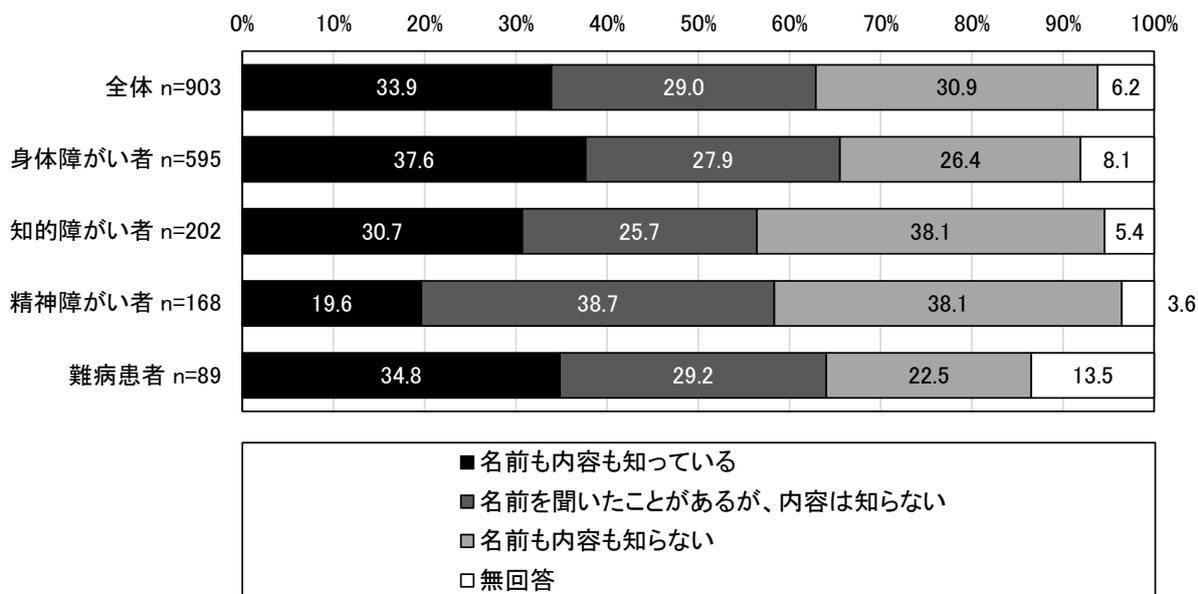
障がい種別で見ると、身体障がい者、知的障がい者、難病患者では、「外出先」が、精神障がい者では、「学校・仕事場」が最も高くなっています。

	全体 n=431	身体障がい者 n=223	知的障がい者 n=135	精神障がい者 n=103	難病患者 n=45
学校・仕事場	38.1	26.5	49.6	45.6	24.4
仕事を探すとき	22.5	17.9	16.3	42.7	15.6
外出先	50.1	53.4	57.0	33.0	53.3
余暇を楽しむとき	17.9	17.0	25.9	10.7	15.6
病院などの医療機関	20.6	23.3	20.7	24.3	24.4
住んでいる地域	21.3	15.7	28.9	26.2	28.9
その他	8.8	9.9	7.4	12.6	11.1
無回答	1.4	1.3	1.5	1.0	2.2

### ■成年後見制度<sup>※1</sup>について

成年後見制度については、「名前も内容も知っている」が 33.9%で最も高く、次いで「名前も内容も知らない」が 30.9%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 29.0%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者、難病患者では、「名前も内容も知っている」が、知的障がい者では、「名前も内容も知らない」が最も高くなっています。



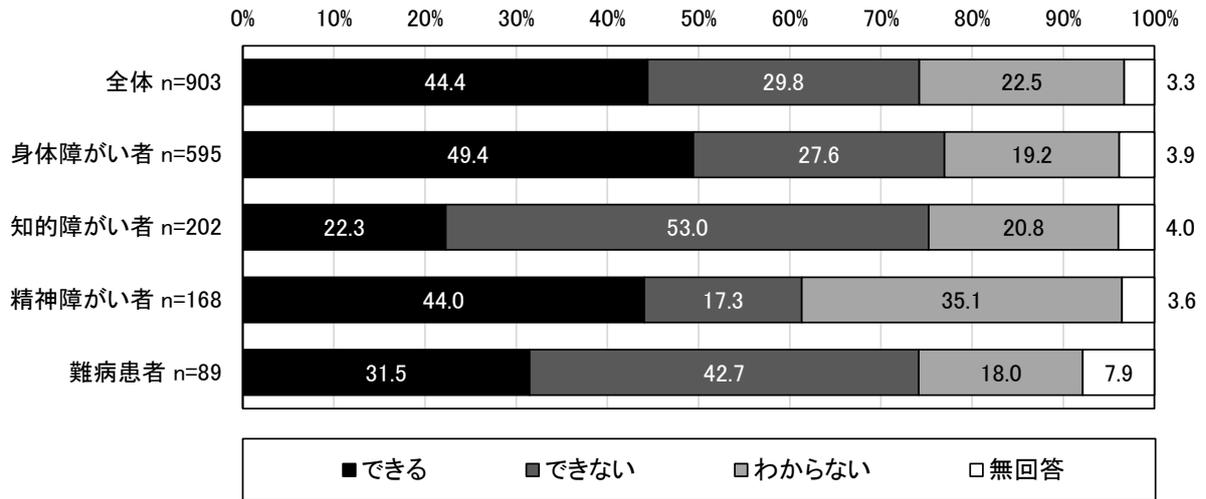
<sup>※1</sup> 成年後見制度…認知症の方や知的障がいや精神障がいのある方の預貯金や不動産などの財産管理、介護、施設への入退所など生活に配慮する身上監護などを、本人に代わって法的に権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、支援する制度です。

⑦災害時の避難等について

■災害時の一人での避難について

災害時の一人での避難については、「できる」が44.4%で最も高く、次いで「できない」が29.8%、「わからない」が22.5%となっています。

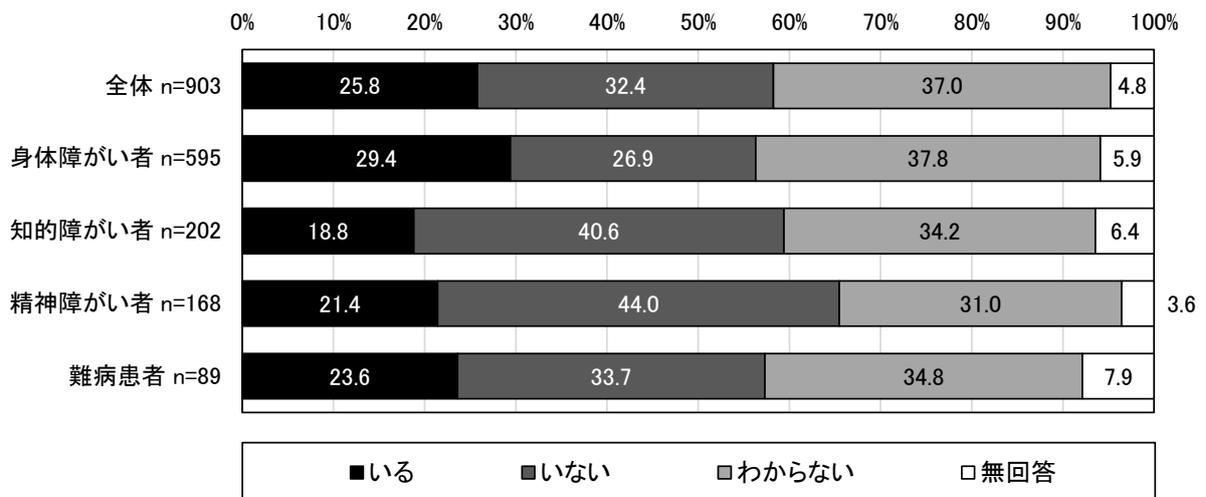
障がい種別で見ると、身体障がい者、精神障がい者では、「できる」が、知的障がい、難病患者では、「できない」が最も高くなっています。



■近所で助けてくれる人がいるかについて

近所で助けてくれる人がいるかについては、「わからない」が37.0%で最も高く、次いで「いない」が32.4%、「いる」が25.8%となっています。

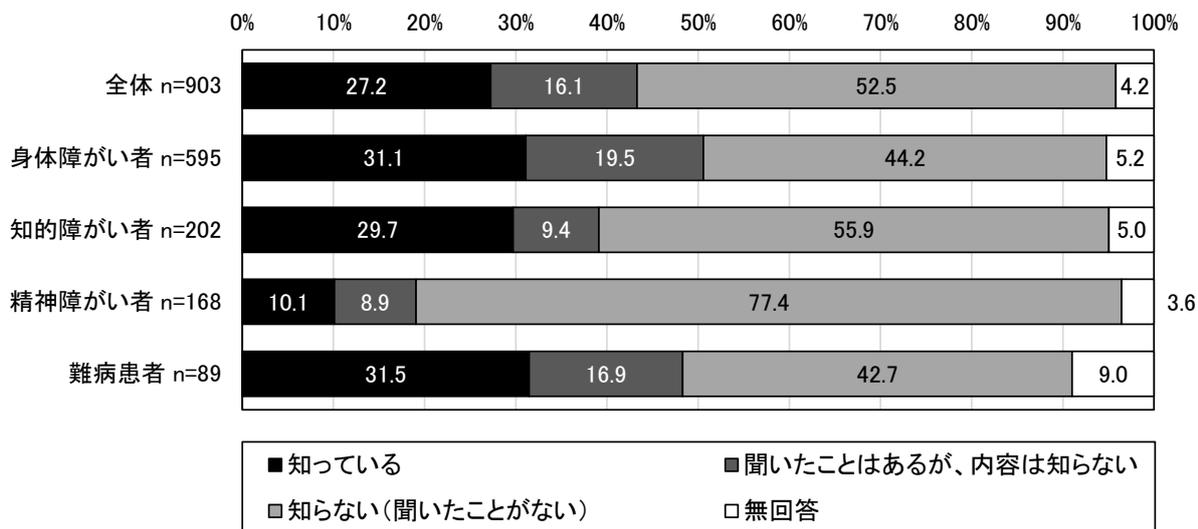
障がい種別で見ると、身体障がい者、難病患者では、「わからない」が、知的障がい者、精神障がい者では、「いない」が最も高くなっています。



■「災害時避難行動要支援者避難支援プラン」について

「災害時避難行動要支援者避難支援プラン」については、「知らない（聞いたことがない）」が 52.5%で最も高く、次いで「知っている」が 27.2%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が 16.1%となっています。

障がい種別でみると、すべての障がい種別で「知らない（聞いたことがない）」が最も高くなっています。

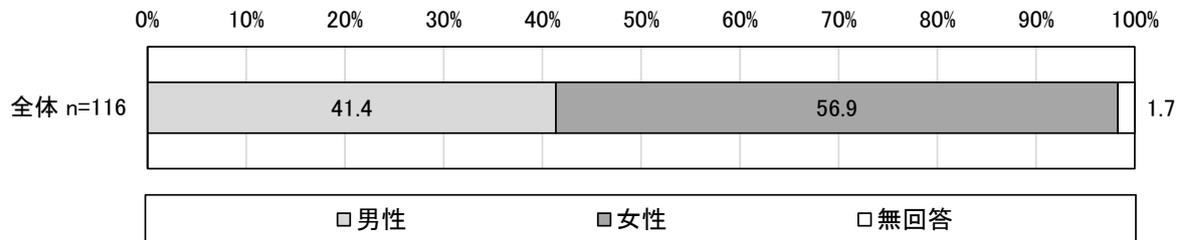


(3) 一般市民対象の調査結果（抜粋）

①本人の状況について

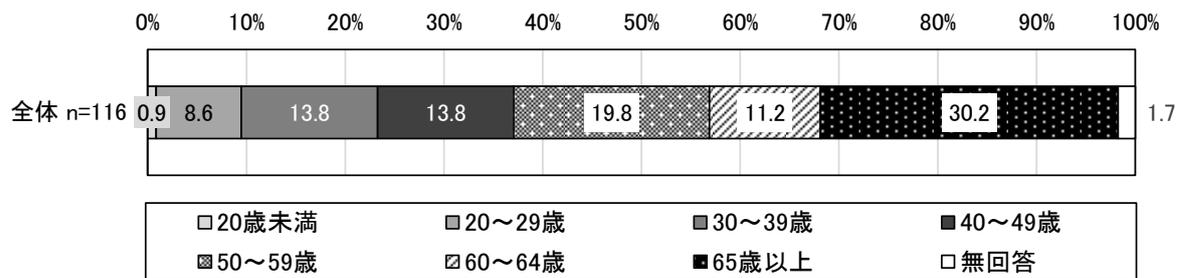
■回答者の性別について

回答者の性別については、「男性」が41.4%、「女性」が56.9%となっています。



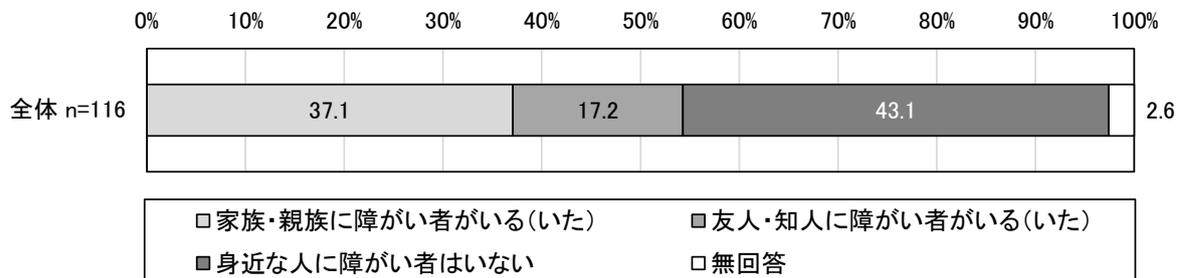
■回答者の年齢について

回答者の年齢については、「65歳以上」が30.2%で最も高く、次いで「50～59歳」が19.8%、「30～39歳」、「40～49歳」がともに13.8%となっています。



■家族・友人などに障がい者がいるかについて

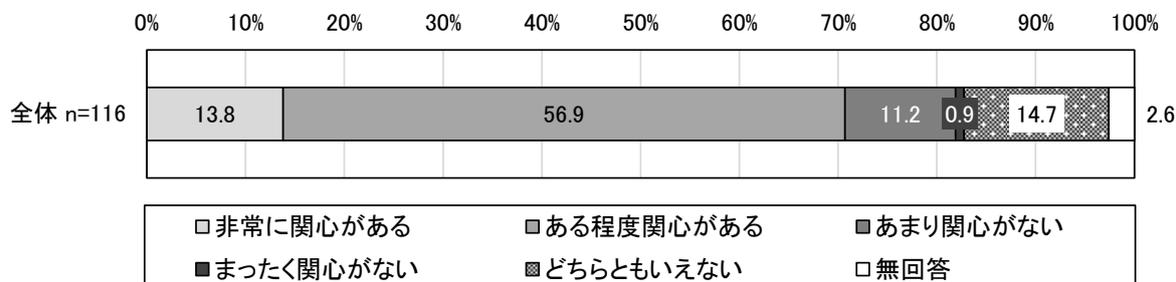
家族・友人などに障がい者がいるかについては、「身近な人に障がい者はいない」が43.1%で最も高く、次いで「家族・親族に障がい者がいる（いた）」が37.1%、「友人・知人に障がい者がいる（いた）」が17.2%となっています。



## ②障がい者福祉への関心について

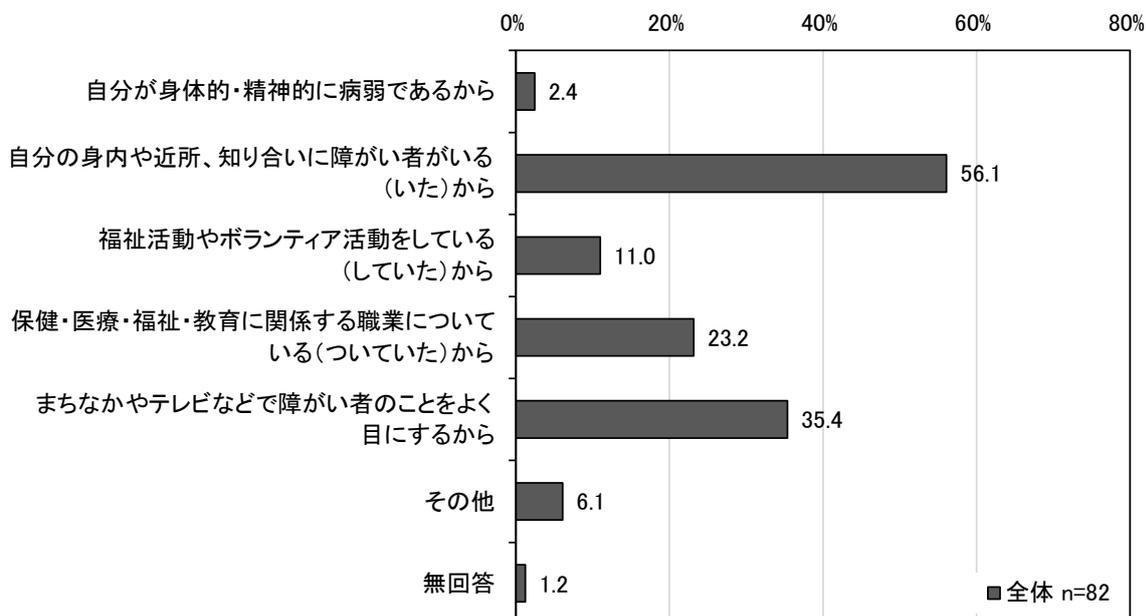
### ■障がい者の福祉への関心について

障がい者の福祉への関心については、「ある程度関心がある」が56.9%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が14.7%、「非常に関心がある」が13.8%となっています。



### ■障がい者の福祉への関心を持っている理由について

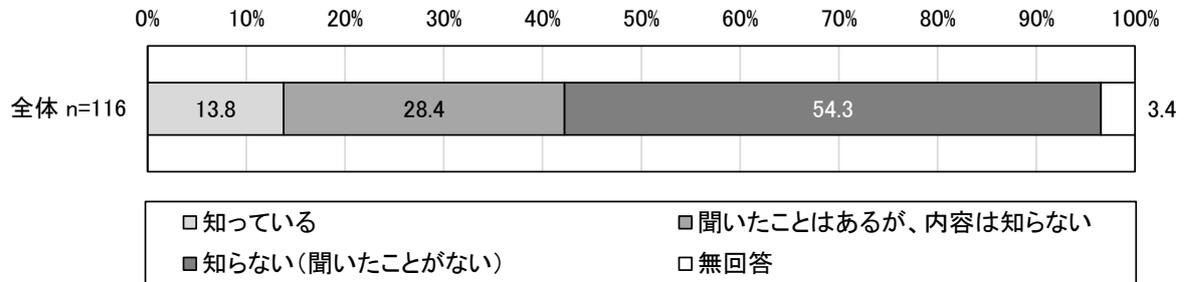
障がい者の福祉への関心を持っている理由については、「自分の身内や近所、知り合いに障がい者がいる（いた）から」が56.1%で最も高く、次いで「まちなかやテレビなどで障がい者のことをよく目にするから」が35.4%、「保健・医療・福祉・教育に係る職業についている（ついていた）から」が23.2%となっています。



### ③障がい者に対する理解について

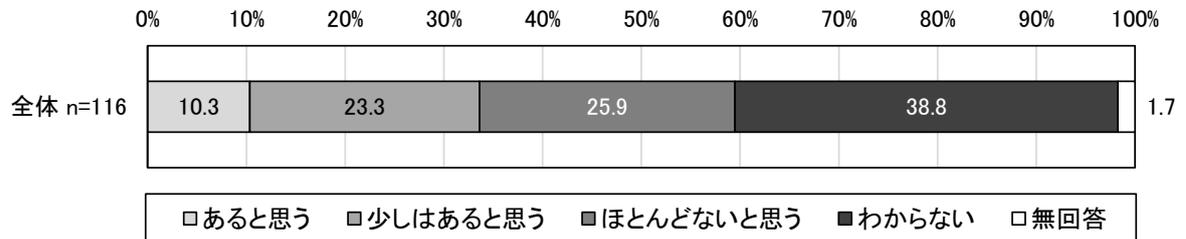
#### ■障害者差別解消法の認知状況について

障害者差別解消法の認知状況については、「知らない（聞いたことがない）」が54.3%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が28.4%、「知っている」が13.8%となっています。



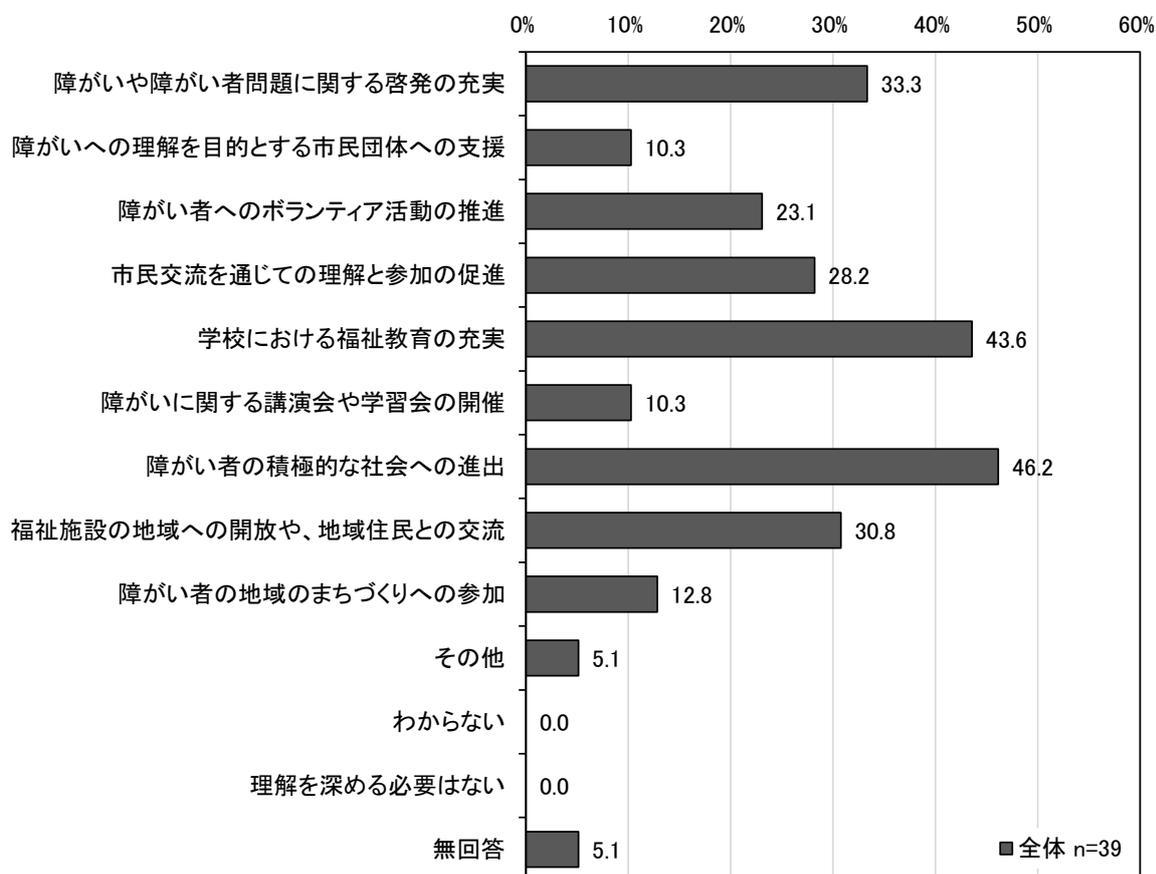
#### ■障がいを理由とする差別や偏見の有無について

障がいを理由とする差別や偏見の有無については、「わからない」が38.8%で最も高く、次いで「ほとんどないと思う」が25.9%、「少しはあると思う」が23.3%、「あると思う」が10.3%となっています。



### ■障がい者への理解を深めるために必要なことについて

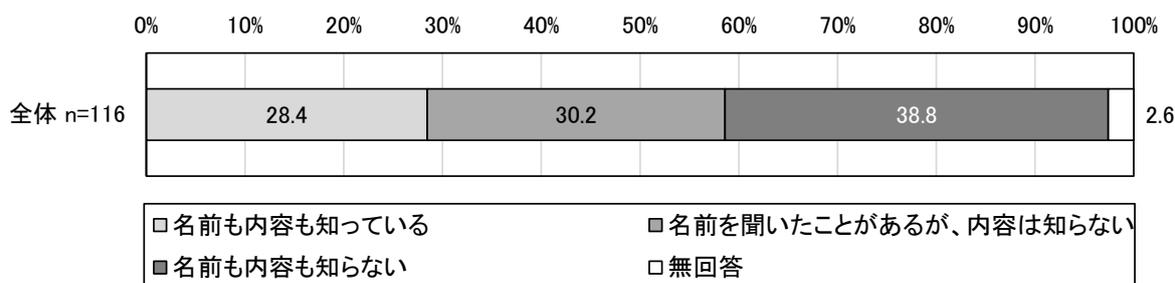
障がい者への理解を深めるために必要なことについては、「障がい者の積極的な社会への進出」が46.2%で最も高く、次いで「学校における福祉教育の充実」が43.6%、「障がいや障がい者問題に関する啓発の充実」が33.3%となっています。



### ④障がい者への支援・ボランティアなどについて

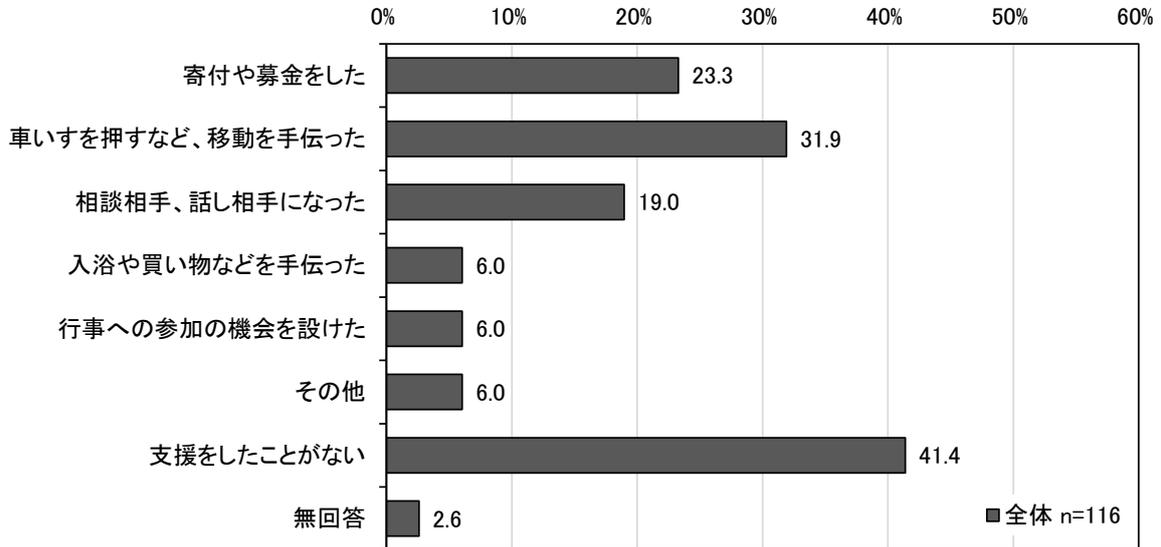
#### ■ヘルプマークについて

ヘルプマークについては、「名前も内容も知らない」が38.8%で最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が30.2%、「名前も内容も知っている」が28.4%となっています。



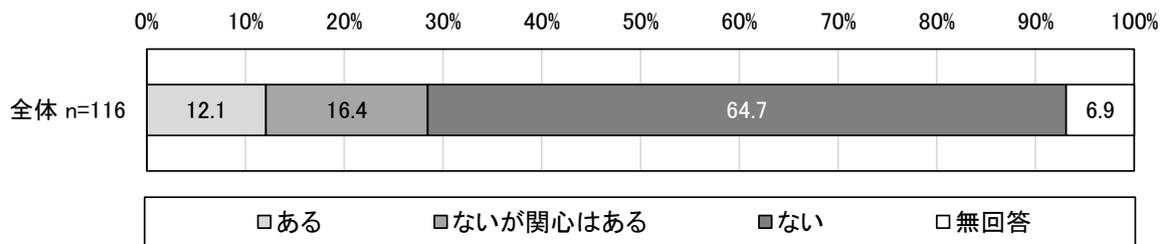
■障がい者へ、行ったことがある支援について

障がい者へ、行ったことがある支援については、「支援をしたことがない」が41.4%で最も高く、次いで「車いすを押すなど、移動を手伝った」が31.9%、「寄付や募金をした」が23.3%となっています。



■障がい者を対象とするボランティア活動の経験について

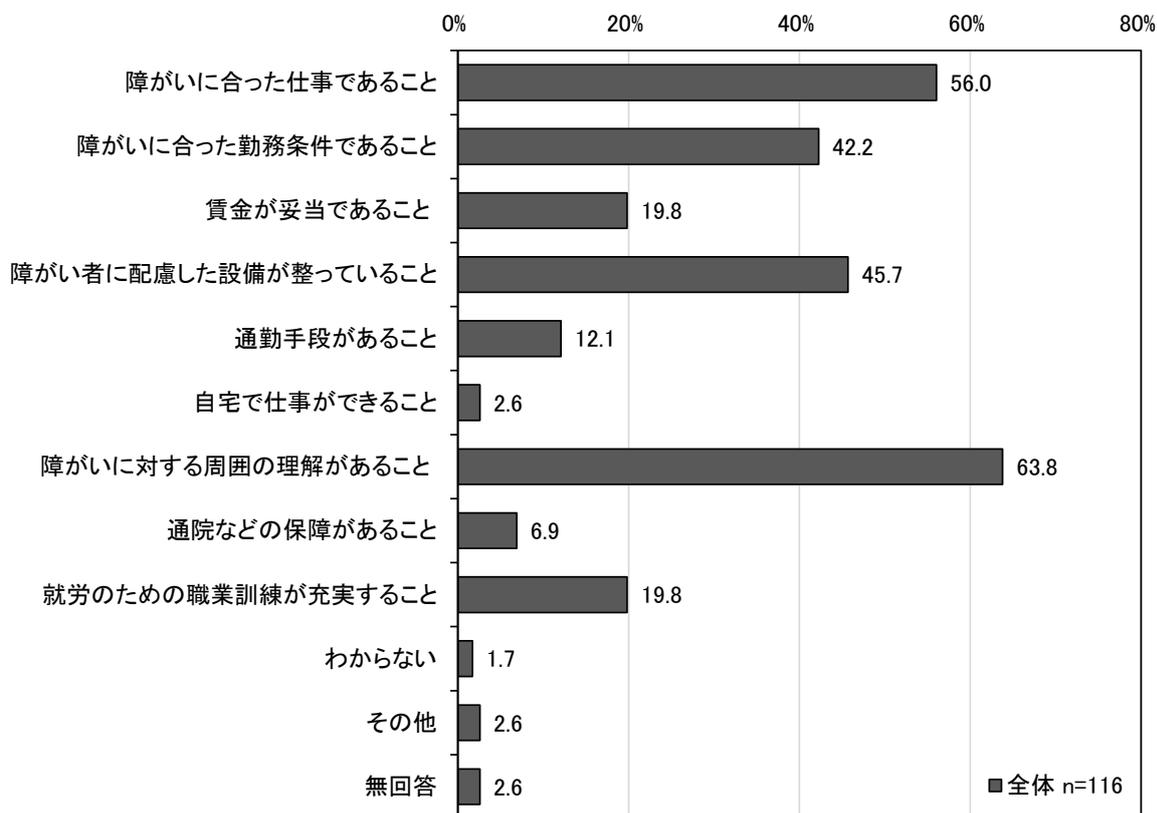
障がい者を対象とするボランティア活動の経験については、「ない」が64.7%で最も高く、次いで「ないが関心はある」が16.4%、「ある」が12.1%となっています。



### ⑤障がい者の就労・教育について

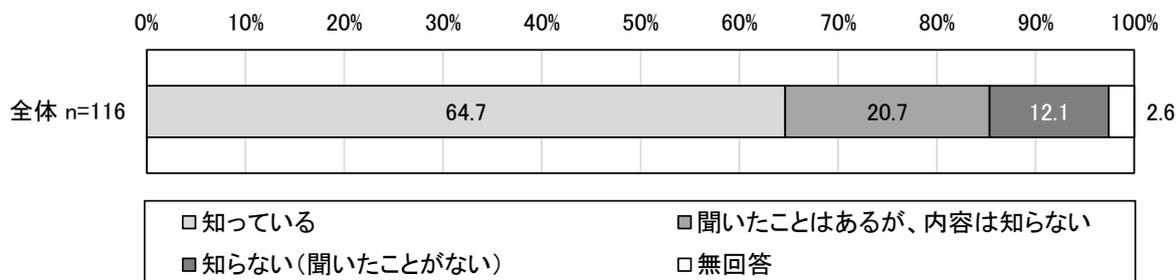
#### ■障がい者が働くために必要な条件について

障がい者が働くために必要な条件については、「障がいに対する周囲の理解があること」が63.8%と最も高く、次いで「障がいに合った仕事であること」が56.0%、「障がい者に配慮した設備が整っていること」が45.7%となっています。



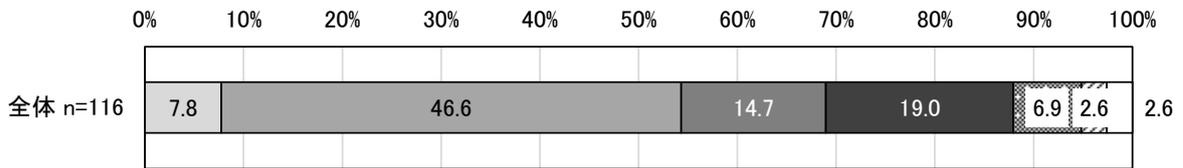
#### ■障がい者の雇用の促進等に関する法律について

障がい者の雇用の促進等に関する法律については、「知っている」が64.7%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が20.7%、「知らない（聞いたことがない）」が12.1%となっています。



■障がいのある子どもの就学環境として望ましいと思うことについて

障がいのある子どもの就学環境として望ましいと思うことについては、「障がいの有無にかかわらず共に学べる環境のもと、障がいに応じた個々の教育的ニーズに適したサポート」が46.6%で最も高く、次いで「障がいに応じた特別支援学校での専門的な教育」が19.0%、「普通学校の特別支援学級などでの、障がいに応じたサポート」が14.7%となっています。

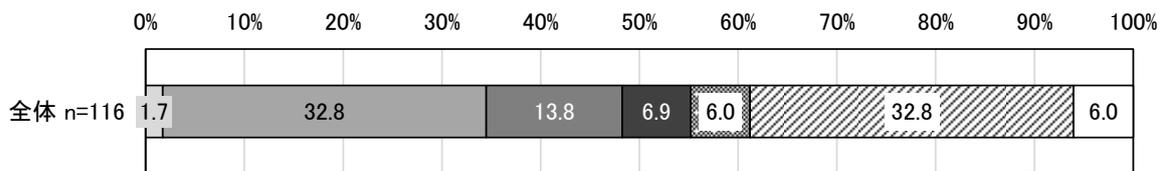


- 障がいの有無にかかわらず共に学べる環境
- 障がいの有無にかかわらず共に学べる環境のもと、障がいに応じた個々の教育的ニーズに適したサポート
- 普通学校の特別支援学級などでの、障がいに応じたサポート
- 障がいに応じた特別支援学校での専門的な教育
- わからない
- その他
- 無回答

◎福祉のまちづくり・本市の障がい者施設について

■障がい者が外出しやすい環境への改善状況について

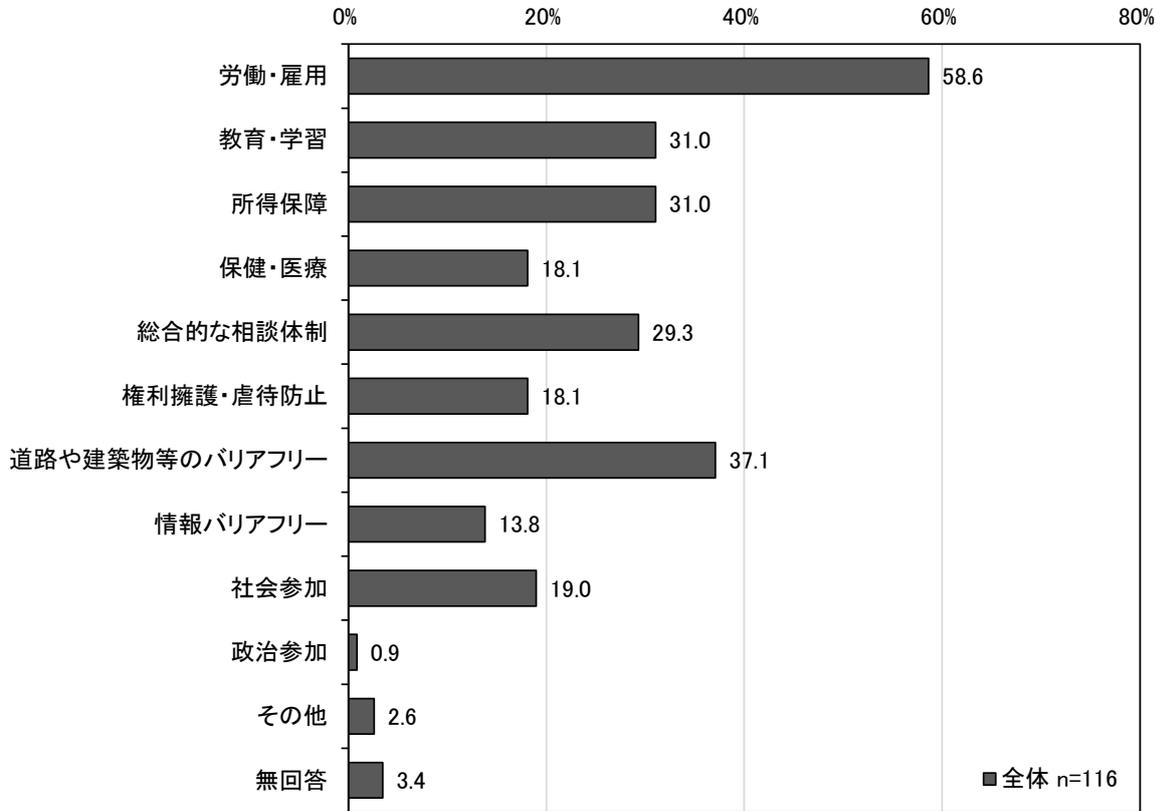
障がい者が外出しやすい環境への改善状況については、「少しずつ改善されている」、「わからない」がともに32.8%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が13.8%、「あまり改善されていない」が6.9%となっています。



- かなり改善されている
- 少しずつ改善されている
- どちらともいえない
- あまり改善されていない
- 改善されていない
- わからない
- 無回答

■本市の障がい者施策において強化することが望ましい分野について

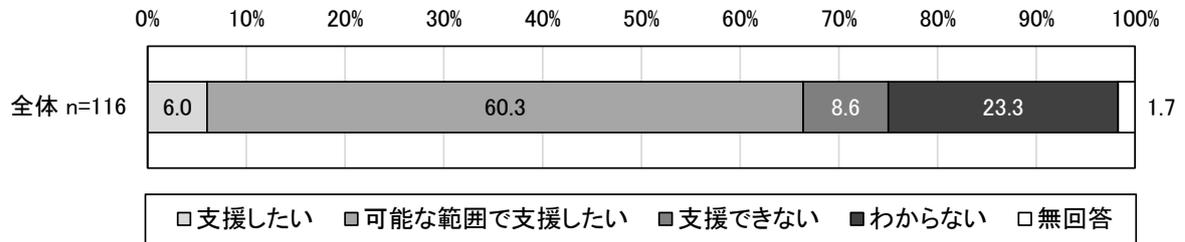
本市の障がい者施策において強化することが望ましい分野については、「労働・雇用」が58.6%で最も高く、次いで「道路や建築物等のバリアフリー」が37.1%、「教育・学習」、「所得保障」がともに31.0%となっています。



⑦災害時の対応について

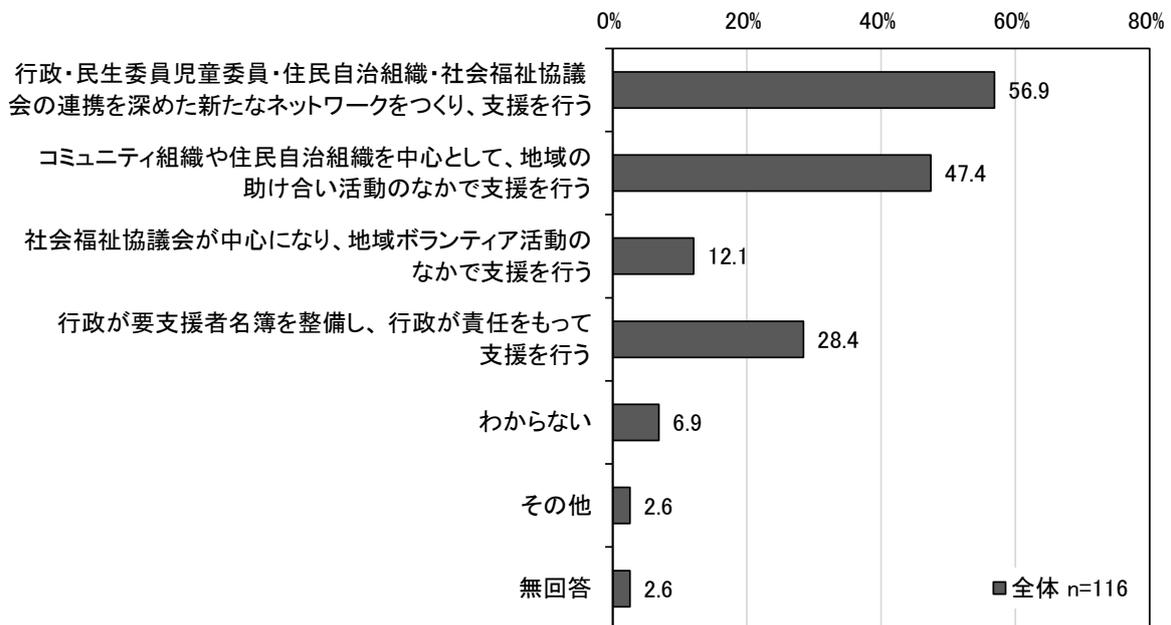
■災害発生時の要支援者への避難支援について

災害発生時の要支援者への避難支援については、「可能な範囲で支援したい」が60.3%で最も高く、次いで「わからない」が23.3%、「支援できない」が8.6%となっています。



■災害時や緊急時の障がい者への支援として必要な体制について

災害時や緊急時の障がい者への支援として必要な体制については、「行政・民生委員児童委員・住民自治組織・社会福祉協議会の連携を深め新たなネットワークをつくり、支援を行う」が56.9%で最も高く、次いで「コミュニティ組織や住民自治組織を中心として、地域の助け合い活動のなかで支援を行う」が47.4%、「行政が要支援者名簿を整備し、行政が責任をもって支援を行う」が28.4%となっています。

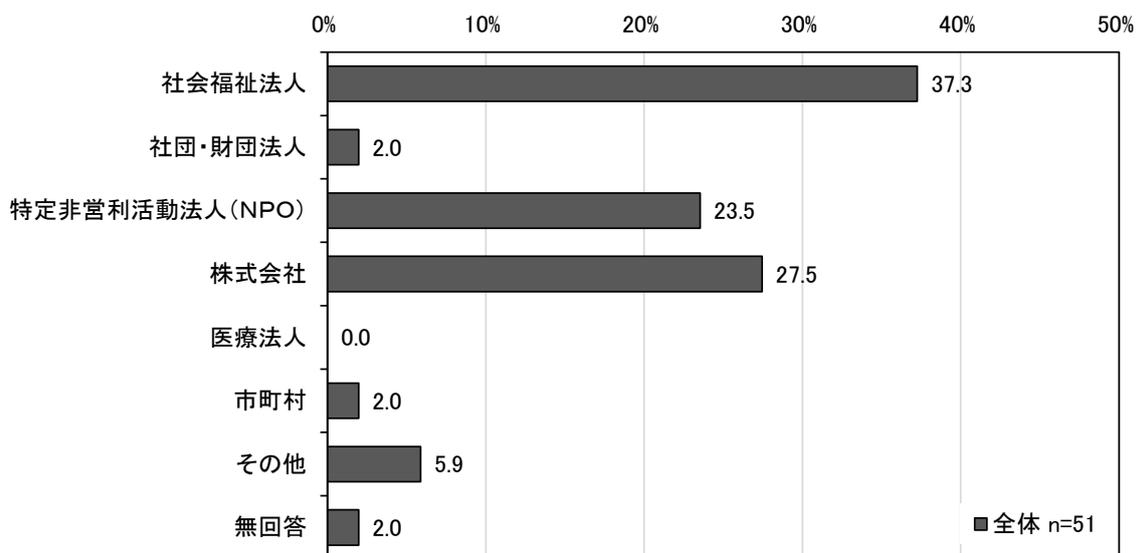


(4) 事業所対象の調査結果（抜粋）

①事業所の概要について

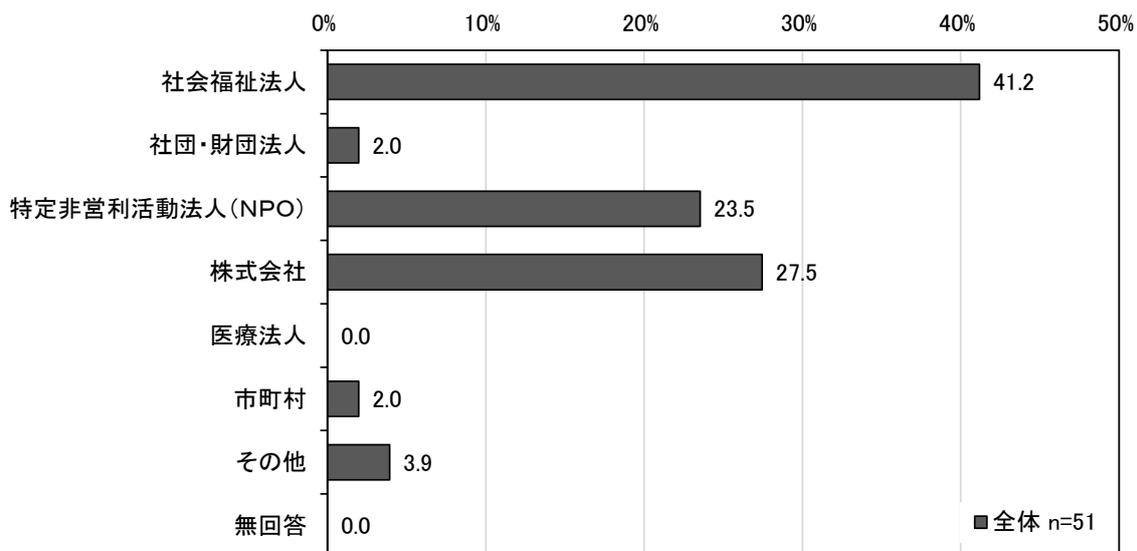
■設立主体について

設立主体については、「社会福祉法人」が37.3%で最も高く、次いで「株式会社」が27.5%、「特定非営利活動法人（NPO）」が23.5%となっています。



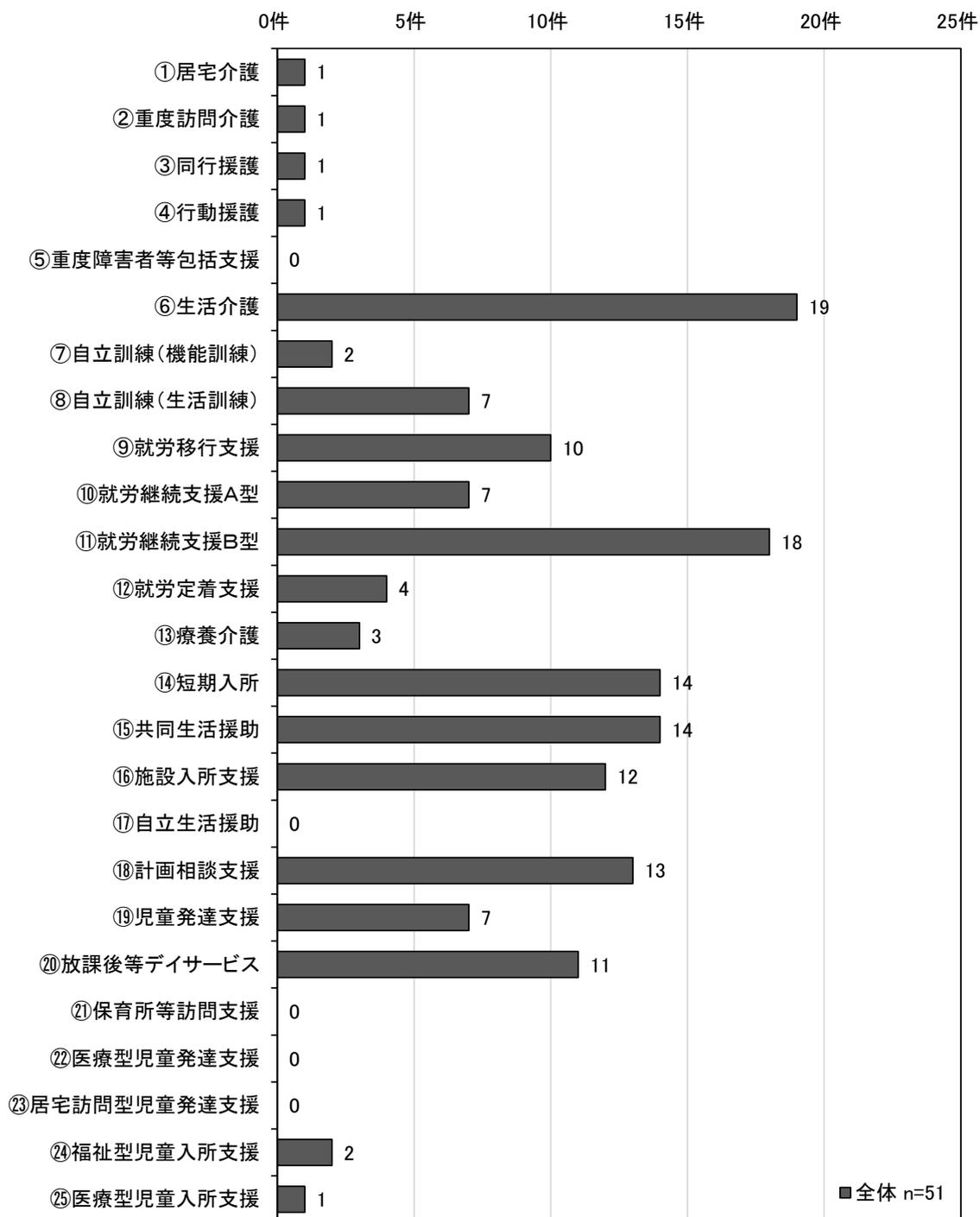
■運営主体について

運営主体については、「社会福祉法人」が41.2%で最も高く、次いで「株式会社」が27.5%、「特定非営利活動法人（NPO）」が23.5%となっています。



### ■現在実施しているサービスの種類について

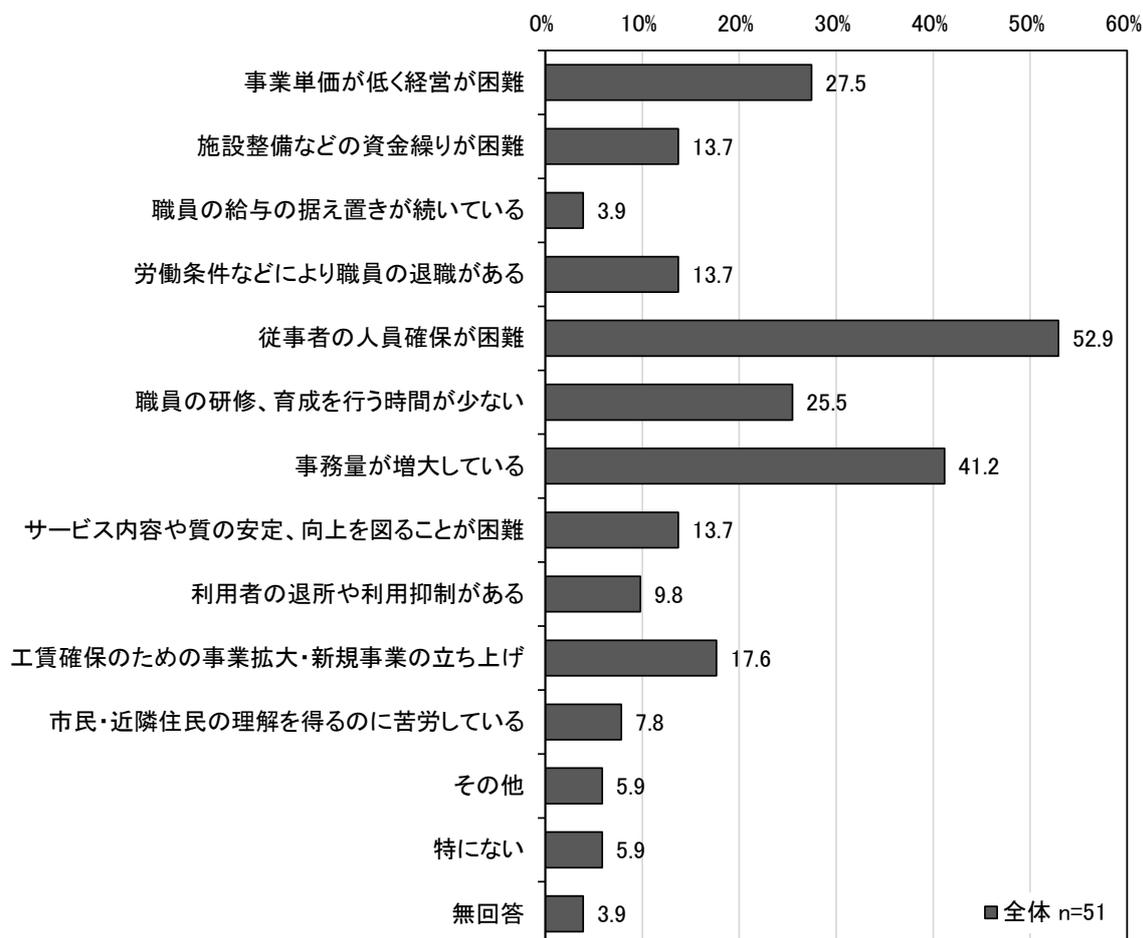
現在実施しているサービスの種類については、「⑥生活介護」が19件で最も多く、次いで「⑪就労継続支援B型」が18件、「⑭短期入所」、「⑮共同生活援助」がともに14件、「⑱計画相談支援」が13件、「⑩施設入所支援」が12件となっています。



## ②事業所の経営状況について

### ■施設・事業所の経営状況について

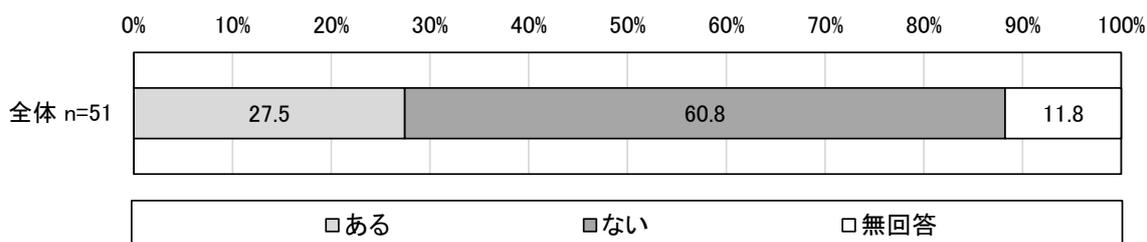
施設・事業所の経営状況については、「従事者の人員確保が困難」が52.9%で最も高く、次いで「事務量が増大している」が41.2%、「事業単価が低く経営が困難」が27.5%となっています。



## ③サービス提供について

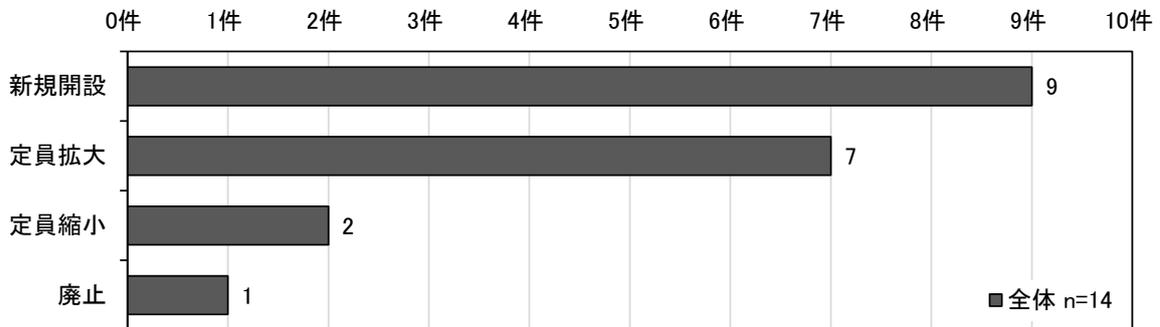
### ■サービスの定員の拡大・新規開設などの予定について

サービスの定員の拡大・新規開設などの予定については、「ある」が27.5%、「ない」が60.8%となっています。



■サービスの定員の拡大・新規開設などの予定の内訳について

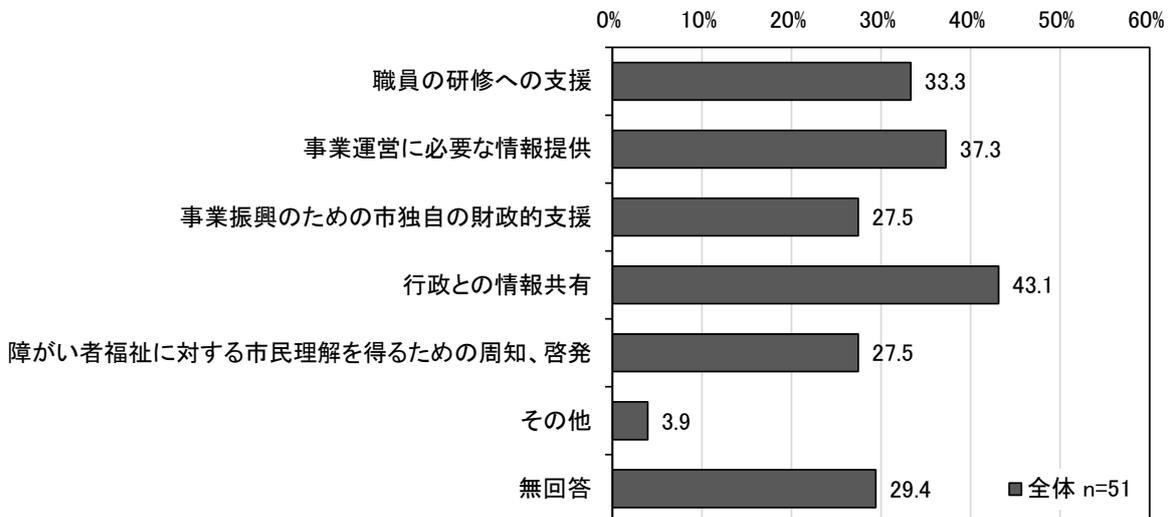
サービスの定員の拡大・新規開設などの予定の内訳については、「新規開設」が9件、「定員拡大」が7件、「定員縮小」が2件、「廃止」が1件となっています。



④事業所への支援について

■事業所運営において必要な支援について

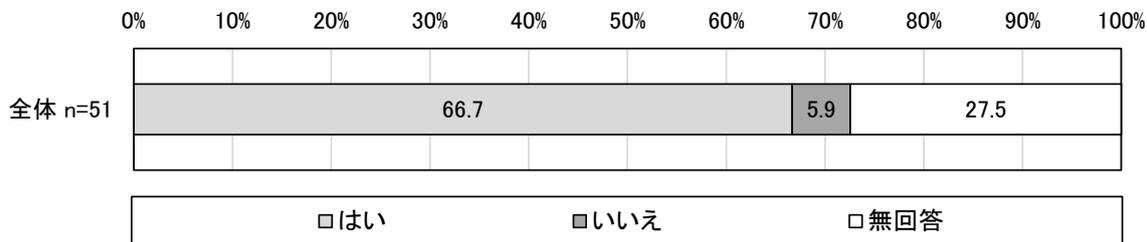
事業所運営において必要な支援については、「行政との情報共有」が43.1%で最も高く、次いで「事業運営に必要な情報提供」が37.3%、「職員の研修への支援」が33.3%となっています。



⑤防災対策について

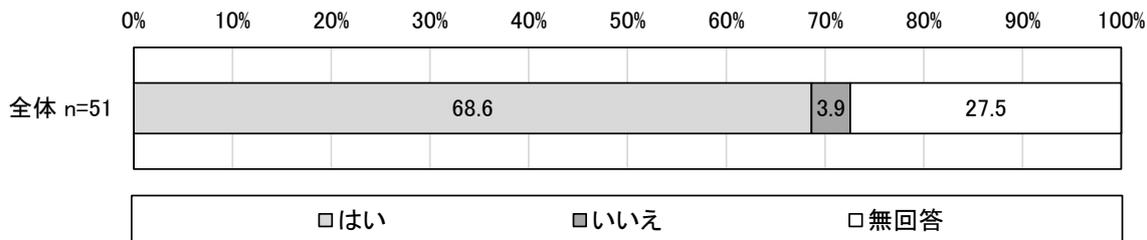
■災害対応マニュアル（火災・地震・風水害）を作成しているかについて

災害対応マニュアルを作成しているかについては、「はい」が66.7%、「いいえ」が5.9%となっています。



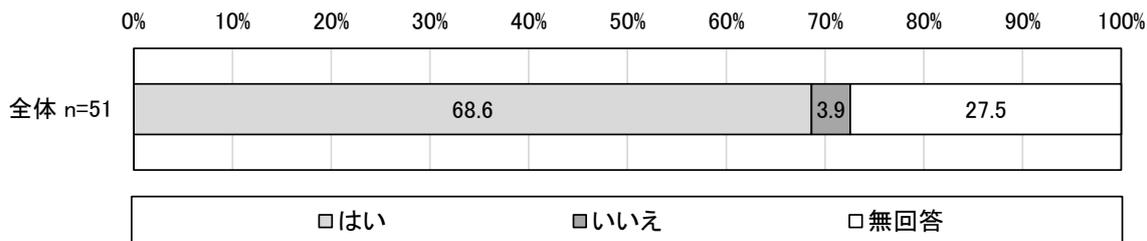
■利用者の安否確認の方法を決めているかについて

利用者の安否確認の方法を決めているかについては、「はい」が68.6%、「いいえ」が3.9%となっています。



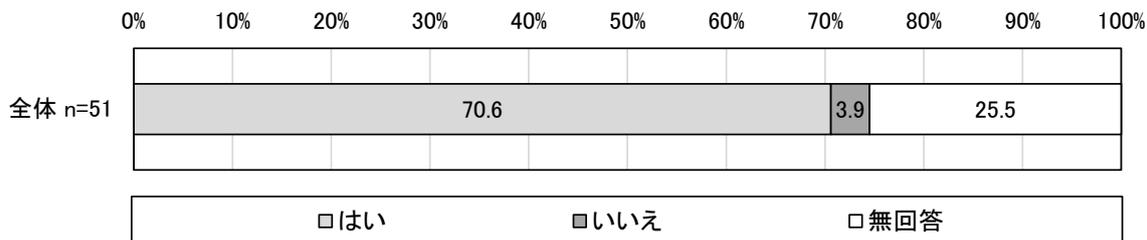
■災害用備品を備蓄しているかについて

災害用備品を備蓄しているかについては、「はい」が68.6%、「いいえ」が3.9%となっています。



■発災時に、利用者を安全に避難させる対策をたてているかについて

発災時に、利用者を安全に避難させる対策をたてているかについては、「はい」が70.6%、「いいえ」が3.9%となっています。



## (5) 本市の現状と課題

### ①障がい者への理解

アンケート調査では、半数近くの障がい者が差別を受けた経験があると回答しており、同時に市民は差別や偏見が「少しはあると思う」、「あると思う」が 33.6%を占めています。このため、さまざまな機会を捉え、市ホームページ等を活用することをはじめとし、実効性を伴う啓発・広報活動を展開し、市民の一層の理解を促進する必要があります。

### ②支援体制の充実

アンケート調査では、主な介助者について、「父母・祖父母・兄弟」が51.2%、「配偶者」28.2%と、家族から介助を受けている障がい者が 79.4%を占めています。地域で自立した生活を送るためには、関係機関との連携により相談支援やサービスをさらに充実させる必要があります。

### ③保健・医療の推進

アンケート調査では、将来の心配事について、「健康面のこと」が71.2%で最も高く、また、自立支援医療<sup>\*1</sup>のうち、精神通院医療受給者が増加傾向にあります。障がいの早期発見・早期療育、予防を含めた医療体制を確保する必要があります。

### ④経済的自立の支援

アンケート調査では、障がい者の就労支援として必要だと思うことは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が47.6%と最も高く、就労の場の確保とともに、雇用環境の場においても、理解を深めるための普及・啓発に努める必要があります。

### ⑤安心・安全な暮らしの確保

アンケート調査では、災害時に近所で助けてくれる人がいる割合が25.8%となっています。避難行動要支援者の情報の共有化を図り、災害時に備えた避難体制の推進とともに、防災に関する普及・啓発に努める必要があります。

### ⑥障がい児への支援

障がい児通所支援事業所の拡充に伴い、サービスを利用する障がい児が増加しています。地域における障がい児支援の拠点として、児童発達支援センター等を整備する必要があります。

### ⑦インクルーシブ教育システム<sup>\*2</sup>の推進

発達障がいなど特別な支援を必要とする児童・生徒が増加しています。アンケート調査では、幼稚園・学校などに望むことについて、「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」が22.0%で最も高く、障がいの種類や程度に応じた適切な対応が必要です。

<sup>\*1</sup> 自立支援医療……………心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な更生医療、育成医療及び精神通院医療のことです。

<sup>\*2</sup> インクルーシブ教育システム…障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズに合った適正な教育的支援を行うことです。



# 第 3 章

## 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画 実施計画



# 1 基本指針による成果目標

国の基本指針に基づき、以下の1から8の成果目標について目標値及び実施目標を定めます。

## ■成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所から地域生活への移行については、国の基本指針に基づき第5期での方針を踏襲することにより数値目標を次のように設定し、グループホームの充実や、自立訓練事業、自立生活援助等の推進により、地域生活への移行を進めます。

### <国の基本指針>

- 令和元(2019)年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和5(2023)年度末までに地域生活へ移行すること。
- 令和5(2023)年度末の施設入所者数を令和元(2019)年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること。

### 【目標値の設定】

項 目	現状値	目標値
	令和元(2019)年度	令和5(2023)年度
施設入所者数 (令和元(2019)年度末の施設入所者数から1.6%以上の削減)	59人	56人
施設入所からグループホーム等へ移行する者の数 (令和元(2019)年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行)	1人	4人

## ■成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

### <国の基本指針>

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要がある。

### 【目標値の設定】

項目	現状値	目標値
	令和元(2019)年度	令和5(2023)年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	8人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	2回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	2人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	2人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	27人	40人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	2人

### ■成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備する地域生活支援拠点等については、「令和2（2020）年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する」という第5期計画における国の基本指針に基づき、本市では、平成29（2017）年度から、生活体験の場及び緊急時の受入を目的とした「居室確保事業」を展開しています。

#### <国の基本指針>

- ・令和5（2023）年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目指す。

#### 【実施目標の設定】

地域生活支援拠点のひとつとして位置づけている「居室確保事業」の協定先は、令和2（2020）年度時点で2か所となっています。今後はその機能の充実のため、年1回以上運営状況を検証及び検討することを基本とします。



## ■成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、目標値を設定しました。

今後も、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを強化・充実することにより、就労移行支援事業等を推進し、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行を促進します。また、一般就労へ移行した後の支援として、就労定着支援事業の利用促進を図り、安定した就労を推進します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的状況が懸念される中、障がい者の就労も大きな影響を受けるため、状況の推移を注視しながら、より適切な支援をしていきます。

### <国の基本指針>

- 令和5(2023)年度中に一般就労へ移行する者を令和元(2019)年度実績の 1.27 倍以上とすること。
- 令和5(2023)年度中に就労移行支援事業を利用して一般就労に移行する者が、令和元(2019)年度実績の 1.30 倍以上とすること。
- 令和5(2023)年度中に就労継続支援A型事業を利用して一般就労に移行する者が、令和元(2019)年度実績の概ね 1.26 倍以上とすること。
- 令和5(2023)年度中に就労継続支援B型事業を利用して一般就労に移行する者が、令和元(2019)年度実績の概ね 1.23 倍以上とすること。
- 令和5(2023)年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。
- 令和5(2023)年度において就労定着支援事業等のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること。

## 【目標値の設定】

項目	現状値	目標値
	令和元(2019)年度	令和5(2023)年度
福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (令和元(2019)年度の移行実績の 1.27 倍)	9人	12人
就労移行支援事業の移行実績 (令和元(2019)年度の移行実績の 1.30 倍)	3人	4人
就労継続支援A型の移行実績 (令和元(2019)年度の移行実績の 1.26 倍)	4人	5人
就労継続支援B型の移行実績 (令和元(2019)年度の移行実績の 1.23 倍)	2人	3人
令和5(2023)年度に就労移行支援事業を通じて 一般就労に移行する者 (7割が就労定着支援事業を利用)	1人	3人
令和5(2023)年度に就労定着率が8割以上の就 労定着支援事業所の数(全体の7割以上)	0か所	1か所



## ■成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

第6期では、国の基本指針に基づき、数値目標を次のように設定し、障がい児支援の提供体制を確保するための取組を推進します。

### <国の基本指針>

#### □重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- 令和5(2023)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。
- 令和5(2023)年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

#### □主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 令和5(2023)年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

#### □医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

- 令和5(2023)年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

【目標値の設定】

項目	現状値 令和元(2019)年度	目標値 令和5(2023)年度
児童発達支援センターの設置、若しくはつぼみ園の機能強化	児童発達支援センターは未設置	設置（整備済）
保育所等訪問支援の体制構築	無	有
（主に重症心身障がい児を支援する） 児童発達支援事業所	1か所	2か所
（主に重症心身障がい児を支援する） 放課後等デイサービス事業所	1か所	2か所
医療的ケア児の支援のための協議の場の設置	未設置	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	未配置	配置済



■成果目標6 発達障がい者等に対する支援（新規）

国の基本指針に基づき、発達障がい者等への支援体制を推進します。

＜国の基本指針＞

- ・発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保すること。

【目標値の設定】

項目	現状値	目標値
	令和元(2019)年度	令和5(2023)年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	5人
ペアレントメンターの人数	0人	3人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	3人



## ■成果目標7 相談支援体制の充実・強化等（新規）

計画相談支援の対象者を、原則、障害福祉サービス利用者すべてに拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加しています。しかし、事業所あたりの相談支援専門員の数が少ないなどの課題もあることから、相談支援体制のさらなる充実に向けた取組が求められています。

### ＜国の基本指針＞

- ・相談支援体制を充実・強化するため、令和5(2023)年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

### 【目標値の設定】

項目	現状値	目標値
	令和元(2019)年度	令和5(2023)年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	3件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	3件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	3回



■成果目標8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

＜国の基本指針＞

- ・令和5(2023)年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

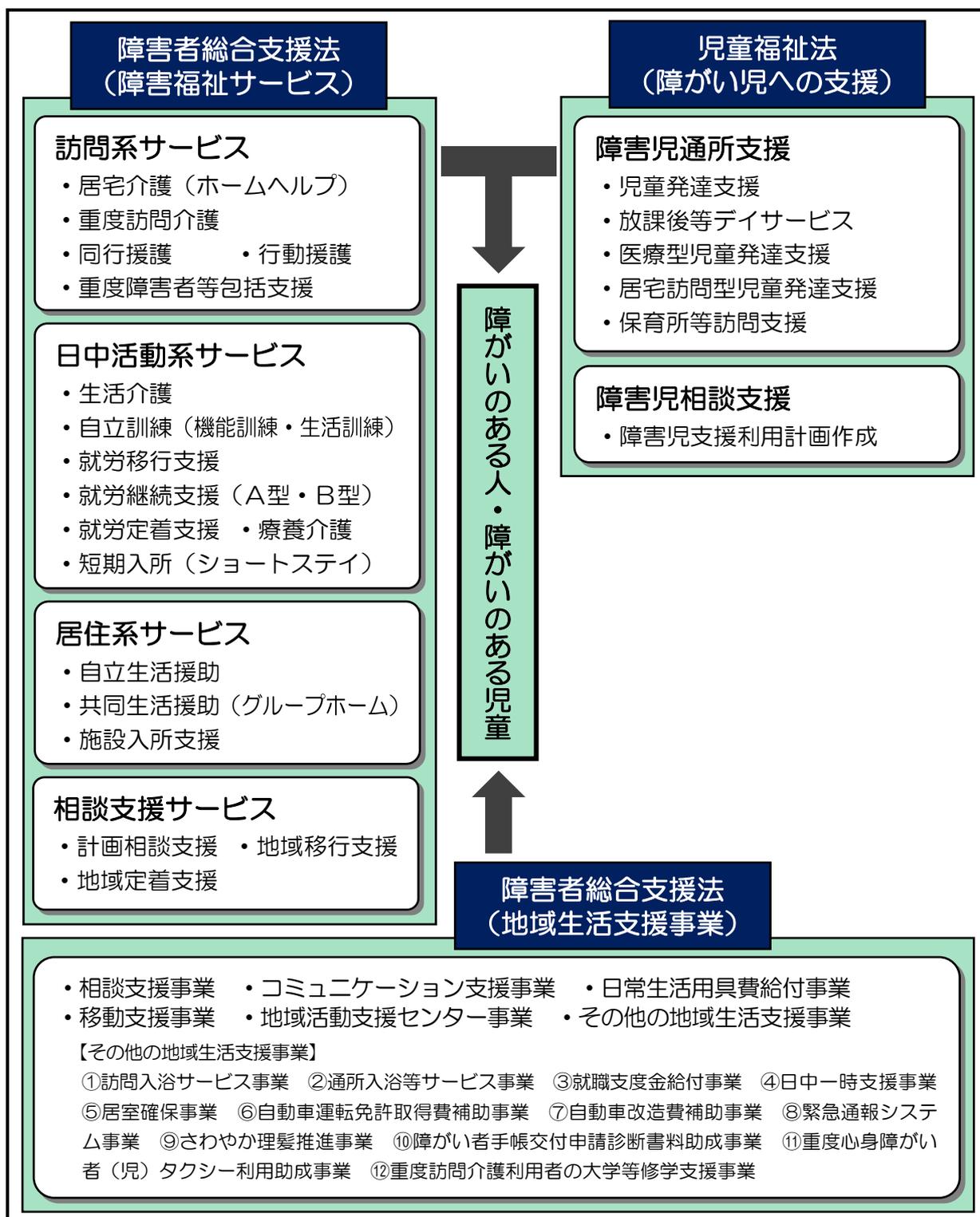
【目標値の設定】

項目	現状値	目標値
	令和元(2019)年度	令和5(2023)年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	4人	6人



## 2 サービスの体系

障害者総合支援法では、第5条に規定されている「障害福祉サービス」及び第77条に基づき、市が実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。加えて、児童福祉法では、第6条の2の2に規定されている「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」があります。



## 3 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

### (1) 訪問系サービス

#### 現状

障がい者の居宅生活を支える訪問サービスのニーズは高まっています。令和2(2020)年4月1日現在の市内事業所数は4箇所ありますが、市外の事業所を利用している方もいます。重度訪問介護、同行援護、行動援護はともに利用者数は少ない状況です。

重度障害者等包括支援サービスについては、令和2(2020)年4月1日現在の利用はありません。

また、訪問系サービスを担う訪問介護員(ヘルパー)が非常に少ない状況です。関係機関と情報共有を図りながら、さまざまな形で事業所を支援します。

#### ①居宅介護(ホームヘルプ)

内容	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
対象者	<p>障害支援区分<sup>*1</sup>1が区分1以上(障がい児にあってはこれに相当する心身の状態)である者。ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合にあっては、以下のいずれにも該当する者。</p> <p>(1) 区分2以上に該当していること</p> <p>(2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること</p> <p>「歩行」「全面的な支援が必要」  「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  「移動」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  「排尿」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  「排便」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p>

#### ②重度訪問介護

内容	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
対象者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する障がい者。

<sup>\*1</sup> 障害支援区分…「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」で、主に介護が必要とされるサービスを申請する際に必要になります。非該当及び区分1～6まであり、区分6が支援の度合いが最も高い状態であることをさします。

### ③同行援護

内容	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
対象者	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である者。ただし、身体介護を伴う場合を算定する場合にあっては、以下のいずれにも該当する者。 (1) 区分2以上に該当していること (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に設定されていること 「歩行」「全面的な支援が必要」 「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 「移動」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 「排尿」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 「排便」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

### ④行動援護

内容	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
対象者	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時の介護を要する者で、障害支援区分が区分3以上であり、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である者。

### ⑤重度障害者等包括支援

内容	重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。
対象者	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある者並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者。

**実績・見込量**

訪問サービスについては、対象事業所がすべて訪問介護事業所になるため、一括してサービス量を見込んでいます。

(単位：時間/月、人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	利用時間	498	515	545	520	531	542	520	535	550
	実利用者数	35	37	40	43	44	45	35	38	42
実績値	利用時間	375	387	378	479	505	516			
	実利用者数	35	40	38	40	38	31			

利用時間：1月あたりの利用者全員の延べ利用時間を表しており、見込量は H27～R1 の1人あたりの利用時間の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H27～R1 の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

**見込量確保のための方策**

利用者が必要とするサービス量を確保するとともに、障がい特性に応じたサービスが提供されるよう、関係機関や事業所との情報交換や連絡調整を通じて連携の強化に努めます。

(2) 日中活動系サービス

現状

日中活動系サービス全体で今後も増加が見込まれます。

生活介護は、特別支援学校の卒業生の新規利用などにより、一定数の増加が見込まれます。

就労継続支援A型事業所は、令和2(2020)年4月1日現在に設置されている市内の事業所3か所のほか、近隣市町村にも開設されており、利用者の増加が著しいサービスです。また、就労継続支援B型事業所も第5期計画期間中に3か所増え、利用者が増加しています。

就労移行支援事業所は、令和2(2020)年4月1日現在、市内に1か所しかないため、利用者の多くは市外の事業所を利用しています。

こうした就労系の事業所では、精神障がいや発達障がいの方の利用が伸びています。

①生活介護

内容	<p>障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。</p>
対象者	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として以下に掲げる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者</li> <li>(2) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者</li> <li>(3) 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4以上（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者</li> <li>(4) 障害者自立支援法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）</li> <li>(5) 法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者</li> <li>(6) 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障がい児施設（指定医療機関を含む）に入所している者</li> <li>(7) 新規の入所希望者（障害支援区分1以上の者）</li> </ul>

**実績・見込量**

(単位：人日/月、人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	利用日数	2,553	2,701	2,868	2,898	3,024	3,150	3,210	3,230	3,325
	実利用者数	138	146	155	161	168	175	165	170	175
実績値	利用日数	2,517	2,768	2,827	2,997	3,083	3,197			
	実利用者数	139	152	152	155	162	162			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、H27～R1の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H27～R1の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

②自立訓練（機能訓練）

内容	身体障害を有する障がい者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
対象者	<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者。具体的には以下のような例が挙げられます。</p> <p>(1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な者</p> <p>(2) 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な者</p>

**実績・見込量**

(単位：人日/月、人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	利用日数	44	59	74	28	28	42	18	18	27
	実利用者数	3	4	5	2	2	3	2	2	3
実績値	利用日数	32	10	18	48	9	6			
	実利用者数	2	1	3	3	3	1			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、H27～R1の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H27～R1の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

### ③自立訓練（生活訓練）

内容	知的障害又は精神障害を有する障がい者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
対象者	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。具体的には以下のような例が挙げられます。</p> <p>(1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者</p> <p>(2) 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な者</p>

### 実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	利用日数	272	320	336	265	265	265	168	182	210
	実利用者数	17	20	21	21	21	21	12	13	15
実績値	利用日数	263	228	133	196	203	101			
	実利用者数	23	18	13	13	12	9			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、H27～R1の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H27～R1の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

### ④就労移行支援

内容	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
対象者	<p>就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者。具体的には以下のような例が挙げられます。</p> <p>(1) 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者</p> <p>(2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又は灸師免許を取得することにより、就労を希望する者</p>

実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	利用日数	496	589	500	408	420	432	302	326	350
	実利用者数	32	38	32	34	35	36	25	27	30
実績値	利用日数	322	345	282	277	269	279			
	実利用者数	23	30	22	27	23	23			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、H27～R1の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H27～R1の実績の伸びに加え、18歳到達者の新規利用を見込みます。

⑤就労継続支援A型（雇用型）

内容	企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者のうち、以下の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
対象者	<p>企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者）。具体的には以下のような例が挙げられます。</p> <p>(1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関結できなかった者</p> <p>(2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関結できなかった者</p> <p>(3) 企業等を離職した者等、就労経験のある者で、現に雇用関係がない者</p>

実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	利用日数	365	473	567	845	910	962	1,231	1,294	1,357
	実利用者数	27	35	42	65	70	74	77	86	95
実績値	利用日数	572	748	902	1,038	1,077	1,168			
	実利用者数	35	54	65	65	75	68			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H27～R1の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

⑥就労継続支援B型（非雇用型）

内容	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難になった者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
対象者	<p>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者等であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には以下のような例が挙げられます。</p> <p>(1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>(2) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>(3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p>(4) 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村により利用の組合せの必要性が認められた者</p>

実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	利用日数	1,310	1,454	1,598	1,326	1,365	1,404	1,969	2,093	2,217
	実利用者数	91	101	111	102	105	108	136	148	160
実績値	利用日数	1,225	1,320	1,464	1,677	1,803	1,845			
	実利用者数	94	96	102	120	130	124			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H27～R1の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

### ⑦就労定着支援

内容	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
対象者	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者（病気や障がいにより通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者も含む。）

#### 実績・見込量

（単位：人/月）

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	実利用者数				2	5	10	13	16	20
実績値	実利用者数				2	7	9			

実利用者数：H30～R1の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

### ⑧療養介護

内容	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
対象者	<p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として以下に掲げる者。</p> <p>(1) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者</p> <p>(2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって障害支援区分が区分5以上の者</p> <p>(3) 改正前の児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設に入居した者又は改正前の児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関に入所した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する（1）及び（2）以外の者</p>

**実績・見込量**

(単位：人日/月、人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	利用日数	240	270	270	270	300	300	300	330	330
	実利用者数	8	9	9	9	10	10	10	11	11
実績値	利用日数	240	240	243	271	285	307			
	実利用者数	8	8	8	9	10	10			

利用日数：1か月あたり30日として利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H27～R1の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

⑨短期入所（ショートステイ）

内容	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
対象者	<p>【福祉型（障害者支援施設等において実施）】</p> <p>(1) 障害支援区分が区分1以上である障がい者</p> <p>(2) 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児</p> <p>【医療型（病院、診療所、介護老人保健施設において実施）】</p> <p>遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者</p>

**実績・見込量**

(単位：人日/月、人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	利用日数	225	271	313	290	315	340	175	185	196
	実利用者数	49	59	68	58	63	68	50	53	56
実績値	利用日数	279	266	191	160	161	98			
	実利用者数	53	53	52	52	51	26			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H27～R1の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

### 見込量確保のための方策

龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会等と連携し、事業所との情報交換を行い、利用者のニーズに応じた適切なサービス供給の確保とサービスの質の向上に努めます。

また、計画相談支援事業所との連携を強化し、利用者の状況に即したサービスの選択と利用ができるよう支援に努めます。



(3) 居住系サービス

現状

以前は障がい者の居住系サービスは大規模な施設が中心でしたが、現在は地域に根差した共同生活援助（グループホーム）がその中心となりつつあります。共同生活援助（グループホーム）は、施設入所者や退院可能な精神障がい者が、地域生活へ移行する際の受け皿として重要なサービスであり、同時に、「親なき後」の生活の場となりうるサービスのため、今後も需要の増加が見込まれます。

①自立生活援助

内容	居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。
対象者	障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障がい者又は居宅において単身であるため若しくは同居家族等が障がいや疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者。

実績・見込量

(単位：人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量 実績値	実利用者数				1	1	2	2	3	4
	実利用者数				1	2	1			

実利用者数：H30～R1の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

②共同生活援助（グループホーム）

内容	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
対象者	障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある者に限る。） ※障害支援区分2以上の者であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能。

**実績・見込量**

(単位：人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見 込 量	実利用者数	47	53	59	65	71	77	68	74	80
実 績 値	実利用者数	53	57	58	61	65	62			

実利用者数：H27～R1 の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

③施設入所支援

内容	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4以上（50歳以上の者にあつては区分3以上）である者</li> <li>(2) 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者</li> <li>(3) 特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、(1)又は(2)に該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用する者</li> <li>(4) 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所していた者であって継続して入所している者</li> </ul>

実績・見込量

(単位：人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	実利用者数	41	39	38	57	56	55	57	56	56
実績値	実利用者数	51	56	58	58	59	57			

実利用者数：R5年度末時点において、R1実績値の6%以上削減するように利用者を見込みます。

見込量確保のための方策

予想される需用増加に対応するため、利用可能な事業所の情報収集に努めるとともに、適切なサービスを提供できる新規事業者の参入を促進します。併せて、既存の事業所に対しては地域に根差した適切なサービスが行われるよう協力します。



## (4) 相談支援サービス

### 現状

計画相談支援は、平成 27 年 4 月から原則として障害福祉サービスの利用者全員が利用することになりました。当市における平成 29(2017)年 3 月時点の利用率は、約 98%となっています。しかし、計画相談員が少ないため、少数の相談員にケースが集中している状況です。

### ①計画相談支援

内容	サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスを申請した障がい者又は障がい児であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者</li> <li>・地域相談支援を申請した障がい者であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者</li> </ul> ※介護保険制度のサービスを利用する場合については、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の場合で、市町村が必要と認める場合

### 実績・見込量

(単位：人/年)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	実利用者数	312	336	350	367	384	401	403	415	430
実績値	実利用者数	312	336	350	384	398	390			

実利用者数：H27 年 4 月から障害福祉サービスの利用者全員が利用することになったため、利用者の実人数の伸びにより見込量を算出します。

### ②地域移行支援

内容	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設等に入所している障がい者</li> <li>・精神科病院に入院している精神障がい者（1年以上の入院者を原則に市町村が必要と認める者）</li> </ul>

**実績・見込量**

(単位：人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	実利用者数	0	0	0	1	1	1	1	2	2
実績値	実利用者数	0	0	0	1	0	0			

実利用者数：R2年度末時点の実績見込は0ですが、R5では2人の利用を見込みます。

③地域定着支援

内容	入所施設や精神科病院等から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。
対象者	以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅において単身で生活する障がい者</li> <li>・居宅において同居している家族等が障がい、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がい者</li> </ul>

**実績・見込量**

(単位：人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	実利用者数	1	1	1	1	1	1	1	2	2
実績値	実利用者数	0	0	0	0	0	0			

実利用者数：これまでの実績は0ですが、R5では2人の利用を見込みます。

**見込量確保のための方策**

サービスの周知に努めるとともに、事業者の参入を促進し供給確保に努めます。また、計画相談員同士による情報交換の場を確保します。

(5) 障害児通所支援及び障害児相談支援

現状

全体的な児童数は年々減少していますが、障がい児福祉サービスを利用している児童は年々増加しています。さらに、近隣市町村も含めて事業所数が大幅に増加しているため、児童発達支援、放課後等デイサービスともに利用者は増加しています。特に、放課後等デイサービスについては1人あたりの利用日数の増加も顕著にあらわれています。

その一方で、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援については指定事業所が少なく、利用者がいない状況です。

また、障害児相談支援については、計画相談員が少ないため、少数の相談員にケースが集中している状況です。

①児童発達支援

内容	障がい児の日常生活能力が向上するよう、住み慣れた地域での療育を提供します。
対象者	・療育を必要とする未就学の障がい児

実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	利用日数	94	97	102	118	123	128	185	197	202
	実利用者数	55	57	60	94	98	102	109	114	119
実績値	利用日数	102	103	131	131	167	175			
	実利用者数	76	86	84	90	106	104			

利用日数：H29～R1の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H29～R1の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

## ②放課後等デイサービス

内容	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
対象者	・学校教育法に規定する学校に就学している療育が必要な障がい児

### 実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	利用日数	553	599	650	979	1,008	1,022	1,106	1,127	1,148
	実利用者数	97	105	114	136	140	142	158	161	164
実績値	利用日数	687	879	1,021	1,089	1,179	1,092			
	実利用者数	112	123	131	145	158	154			

利用日数：H29～R1の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：H29～R1の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

## ③医療型児童発達支援

内容	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
対象者	・上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童

### 実績・見込量

(単位：人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	実利用者数	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	実績値	0	0	0	0	0	0			

実利用者数：これまでの実績値は0ですが、R2より毎年1人の利用を見込みます。

#### ④居宅訪問型児童発達支援

内容	重度の障がい等の状態にある障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅に訪問して発達支援を行うサービスです。
----	--

#### 実績・見込量

(単位：人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	実利用者数	0	0	0	1	1	2	1	1	2
実績値	実利用者数	0	0	0	0	0	0	/	/	/

実利用者数：これまでの実績値は0ですが、R5では2人の利用を見込みます。

#### ⑤保育所等訪問支援

内容	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行い、保育等の安定した利用促進を図ります。
対象者	・保育所、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児

#### 実績・見込量

(単位：人/月)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	実利用者数	0	0	0	1	2	3	0	0	10
実績値	実利用者数	0	0	0	0	0	0	/	/	/

実利用者数：これまでの実績値は0ですが、R5では10人の利用を見込みます。

⑥障害児相談支援

内容	サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
対象者	・障害児通所支援を申請した障がい児であって、市町村が障害児支援利用計画案の提出を求めた者

実績・見込量

(単位：人/年)

		第4期利用実績			第5期利用実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
見込量	実利用者数	18	27	50	72	94	117	50	75	100
実績値	実利用者数	18	27	35	27	27	23			

実利用者数：H29～R1の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

見込量確保のための方策

利用者のニーズ把握に努め、提供体制の充実とサービスの質の向上に努めます。  
また、児童相談支援については、新規事業者の参入を促進します。



## 4 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

### (1) 相談支援事業

市の相談窓口に専門職員を配置し、相談支援の強化を図ります。

#### ①一般的な相談支援事業

障がい者が、地域で自立した社会生活や日常生活が送れるよう、市の相談窓口に加えて、地域活動支援センター2か所を設置し、必要な情報の提供や助言を行います。また、地域における相談支援の中核的な役割を担うため、市の相談窓口「基幹相談支援センター」の機能を併せ待たせます。

#### ②市町村相談支援機能強化事業

相談支援事業を適正かつ円滑に実施するため、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

#### ③成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の申立てに要する経費などを助成し、障がい者の権利擁護を図れるよう支援します。

### 実績・見込量

事業名	第5期実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
①一般的な相談支援事業						
相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有
②市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有
③成年後見制度利用支援事業	0	1	1	2	3	4

## (2) コミュニケーション支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者の社会活動への参加機会を広げ、必要ときに的確な情報を得られるよう、円滑なコミュニケーションを図るための支援を推進します。

現在、本事業を利用している障がい者は限られているため、より多くの障がい者に利用していただけるよう、事業の周知に努めます。

### 実績・見込量

(単位：人/年、件/年)

事業名	第5期実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業						
実利用者数	5	3	5	6	6	6
延利用件数	22	27	15	20	20	20

## (3) 日常生活用具費給付事業

日常生活を送る上で支障がある重度障がい者が、地域で自立した日常生活が送れるよう、日常生活の便宜を図るための用具に係る費用の給付を行います。

その中でも特に、排泄管理支援用具に係る費用給付が増加しており、今後もさらに増加が見込まれます。

### 実績・見込量

(単位：件/年)

事業名	第5期実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
日常生活用具費給付事業	1,344	1,384	1,361	1,369	1,373	1,377
介護訓練支援用具	8	2	2	3	3	3
自立生活支援用具	9	3	6	6	6	6
在宅療養等支援用具	5	6	3	4	4	4
情報・意思疎通伝達支援用具	3	13	8	10	10	10
排泄管理支援用具	1,317	1,354	1,336	1,340	1,344	1,348
住宅改修費	2	6	6	6	6	6

## (4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者が、地域で自立した社会生活が送れるよう、さまざまな社会活動に参加する際の外出の支援を行います。

現在、制度の周知がなされ、少しずつ利用が増えています。

### 実績・見込量

(単位：人、時間)

事業名	第5期実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
移動支援事業						
実利用者数	5	12	5	7	8	9
時間数	363	472	220	308	352	440

## (5) 地域活動支援センター事業

障がい者が、地域で自立した社会生活が送れるよう、近隣自治体と連携し、創作的活動や生産活動を提供する場の提供や、社会との交流促進を行えるよう支援します。

### ①基礎的事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進が図れるよう支援を行います。

### ②機能強化事業

基礎的事業に加え、本事業の機能を充実強化するため、次の類型を設けて事業を実施します。

#### ア I型

精神保健福祉士などの専門職員を配置し、医療・福祉や地域のサービス提供事業者等の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進のための普及・啓発活動を実施します。

#### イ II型

地域での雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施します。

実績・見込量

(単位：人、時間)

事業名		第5期実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
地域活動支援センター事業							
Ⅰ型	か所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	32	41	43	44	45	46
Ⅱ型	か所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	42	43	34	35	36	37

(6) その他の地域生活支援事業

次のサービスや助成事業を実施し、障がい者の自立した地域生活への支援に努めます。

①訪問入浴サービス事業

自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体障がい者の身体の清潔保持、心身機能の維持などが図れるよう支援します。

実績・見込量

(単位：人)

事業名		第5期実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
訪問入浴サービス事業	実利用者数	5	4	4	4	4	4

### ②通所入浴等サービス事業

施設において介助入浴、食事などのサービスの提供を受け、身体障がい者の身体の清潔保持、心身機能の維持などが図れるよう支援します。

#### 実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

事業名		第5期実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
通所入浴等サービス事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1
	利用日数	0	0	0	5	5	5

### ③就職支度金給付事業

就労移行支援又は就労継続支援を利用した障がい者や、身体障害者更生援護施設に入所又は通所している身体障がい者が訓練を終了して、就職などにより自立する場合に就職支度金を支給し、社会復帰の促進が図れるよう支援します。

#### 実績・見込量

(単位：人)

事業名		第5期実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
就職支度金給付事業	実利用者数	4	9	4	10	11	12

#### ④日中一時支援事業

障がい者及び障がい児に対して、日中における見守り、社会に適応するための日常的な訓練などの支援を行うことにより、日中における活動の場を確保し、障がい者及び障がい児の家族の就労支援、並びに日常介護している家族の一時的な負担軽減を図れるよう支援します。

#### 実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

事業名		第5期実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
日中一時支援事業	実利用者数	147	162	182	192	202	212
	利用日数	6,459	7,071	6,482	6,720	7,070	7,420

#### ⑤居室確保事業

障がい者の緊急時における受入れ先の確保、又は障害者施設への宿泊体験を提供することにより、社会生活の自立を促進できるよう支援します。

#### 実績・見込量

(単位：人、回)

事業名		第5期実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
居室確保事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1
	利用回数	0	0	0	5	5	5

### ⑥自動車運転免許取得費補助事業

身体障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、就労などの社会参加を促進できるよう支援します。

#### 実績・見込量

(単位：人)

事業名		第5期実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
自動車運転免許取得費補助事業	実利用者数	0	0	1	1	1	1

### ⑦自動車改造費補助事業

重度身体障がい者が自立した生活及び就労などの社会参加ができるよう、当該障がい者が所有し運転する自動車の改造に要する経費の一部を支援します。

#### 実績・見込量

(単位：人)

事業名		第5期実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
自動車改造費補助事業	実利用者数	1	2	0	1	1	4

### ⑧緊急通報システム事業

ひとり暮らしで外出困難な重度身体障がい者に対して、専用の通報装置を貸与することにより、急病、事故などの緊急時に即座に対応できるよう支援します。

#### 実績・見込量

(単位：件)

事業名		第5期実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
緊急通報システム事業	新規設置件数	0	0	0	1	1	1

⑨さわやか理髪推進事業

外出が困難な重度身体障がい者に対して、自宅に訪問し出張理容サービスを実施することにより、快適な環境と生活の質の向上を支援します。

実績・見込量

(単位：人)

事業名		第5期実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
さわやか理髪推進事業	実利用者数	2	2	2	3	3	3

⑩障がい者手帳交付申請診断書料助成事業

身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を新規申請する際に添付する医師の診断書作成料の一部を助成することにより、身体又は精神に障がいのある方の福祉の増進が図れるよう支援します。

実績・見込量

(単位：人)

事業名		第5期実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
障がい者手帳交付申請診断書料助成事業	助成者数	189	156	162	171	180	190

⑪重度心身障がい者（児）タクシー利用助成事業

重度心身障がい者（児）に対して、医療機関への通院などに利用するタクシーの料金の一部を助成することにより、福祉の増進が図れるよう支援します。

実績・見込量

(単位：人)

事業名		第5期実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
重度心身障がい者（児）タクシー利用助成事業	実利用者数	71	74	64	67	70	73

⑫重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業

重度障がい者が、大学等で修学するために必要な身体介護等ヘルパーの支援を受ける際、大学等における支援体制が構築できるまでの間、その費用の一部を助成することにより、障がい者の社会参加を促進します（令和2年10月より開始）。

実績・見込量

（単位：人）

事業名		第5期実績 ※R2は実績見込			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
重度訪問介護利用者の 大学等修学支援事業	実利用者数			1	1	1	2

見込量確保のための方策

障がいの幅が広がると同時に、利用者のニーズも増えています。地域生活支援事業においては、ニーズを的確に把握し、新しいサービスを提供できるよう、情報提供に努めると同時に、各サービスの質の向上に努めます。

# 第4章

## 計画の推進体制



# 1 計画の推進体制

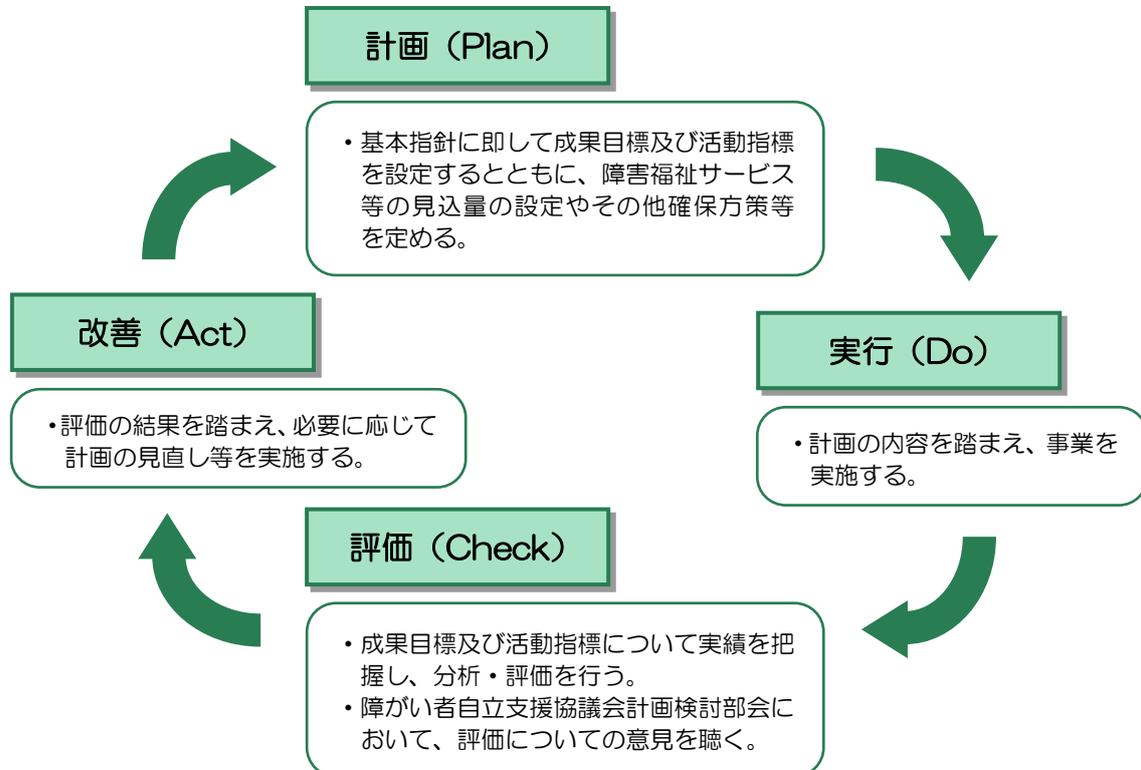
## (1) 計画の達成状況の点検・評価

障がい者の社会参加と自立の実現に向けて、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を1年サイクルで活用し、計画の有効性や進捗状況について点検・評価を実施し、必要に応じて目標値や見込量及び実現のための方策の見直しを行っていきます。

## (2) 進行管理体制

本計画の推進にあたっては、龍ケ崎市障がい者自立支援協議会計画検討部会において定期的に計画の進捗状況や達成状況について報告し意見を伺うとともに、その内容等について同協議会全体会に報告します。

さらには、国の基本的な考え方を踏まえつつ、障害福祉圏域内の市町村との連携や「第2期新しいばらき障がい者プラン」との整合性にも留意し、計画の推進を図ります。





## 資料編

- 1 計画策定の経過
- 2 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会
  - (1) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例
  - (2) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会委員名簿
  - (3) 諮問
  - (4) 答申



# 1 計画策定の経過

開催	会議等	内容
令和2年3月	アンケート実施	障がい者の実情やニーズ把握のためのアンケート (障がい者・一般市民・事業所)
令和2年7月27日	令和2年 第1回障がい者自立支援協議会 全体会	龍ケ崎市第6期障がい福祉計画・第2期 障がい児福祉計画(諮問)
令和2年9月11日	障がい者自立支援協議会 第1回計画検討部会	龍ケ崎市第6期障がい福祉計画・第2期 障がい児福祉計画(素案)について
令和2年10月13日	障がい者自立支援協議会 第2回計画検討部会	龍ケ崎市第6期障がい福祉計画・第2期 障がい児福祉計画(素案)について
令和2年11月2日	庁議	龍ケ崎市第6期障がい福祉計画・第2期 障がい児福祉計画(案)について
令和2年11月10日	市議会全員協議会	龍ケ崎市第6期障がい福祉計画・第2期 障がい児福祉計画(案)について
令和2年12月8日 ↳ 令和3年1月8日	パブリックコメント※1	
令和3年2月1日	庁議	龍ケ崎市第6期障がい福祉計画・第2期 障がい児福祉計画(案)パブリックコメ ントによる意見募集の結果について
令和3年2月25日	令和2年 第2回障がい者自立支援協議会 全体会	龍ケ崎市第6期障がい福祉計画・第2期 障がい児福祉計画について(答申)

※1 パブリックコメント…市が基本的な政策等の策定を行う場合に、その案を公表して市民からの意見を募集し、寄せられた意見を考慮して市が最終的な意思決定を行う一連の手続きです。

## 2 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会

### (1) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例

○龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例

平成26年3月28日

条例第10号

#### (設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第89条の3第1項の規定に基づき、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 障害者基本法第36条第4項各号に掲げる事務
- (2) 障害者総合支援法第88条第9項及び第10項に規定する事項を処理すること。
- (3) 障害者総合支援法第89条の3第2項に規定する事項を処理すること。
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第9項及び第10項に規定する事項を処理すること。

#### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から推薦を受けた者
- (2) 障害者総合支援法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者から推薦を受けた者
- (3) 龍ヶ崎市地域ケアシステム推進事業の受託者から推薦を受けた者
- (4) 障がい者又は障がい児(以下「障がい者等」という。)及びその家族
- (5) 障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
- (6) 学識経験者
- (7) 市議会議員
- (8) 公募の市民(龍ヶ崎市まちづくり基本条例(平成26年龍ヶ崎市条例第58号)第3条第1号に規定する市民(法人その他の団体を除く。)をいう。)
- (9) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## (部会)

第7条 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく市障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市障害児福祉計画の策定及び進行管理について調査審議するため、協議会に計画検討部会を置く。

2 前項に定めるもののほか、特定の事項について調査審議するため、協議会に部会を置くことができる。

3 前2項の部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

## (庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

## (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

付 則（平成27年6月30日条例第27号抄）

## (施行期日)

1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

（龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例の一部改正に伴う経過措置）

23 この条例の施行の際現に第19条の規定による改正前の龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例（以下この項において「改正前の条例」という。）に規定する龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の委員である者は、同条の規定による改正後の龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例（次項において「改正後の条例」という。）に規定する龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の委員（次項において「委員」という。）として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による委嘱の日から起算するものとする。

24 この条例の施行の日から平成28年6月30日までの間に委嘱される委員の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年6月30日までとする。

付 則（平成30年3月22日条例第19号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会委員名簿

		区 分	氏 名
1	障がい福祉サービス事業者	龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所 連絡協議会	金 井 美 雪
2			廣 瀬 真 奈 美
3			田 中 庸 介
4	地域ケア受託者	龍ヶ崎市社会福祉協議会	寺 崎 真
5	障がい者関係団体	龍ヶ崎市身体障害者福祉協会	芳 住 久 江
6		龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所 連絡協議会 (知的障がい者家族)	稲 川 めぐみ
7		龍ヶ崎地方家族会	大久保 タイ子
8	医療・保健関係者	龍ヶ崎市医師会	池 田 八 郎
9			田 村 和 子
10		茨城県竜ヶ崎保健所	鈴 木 佳 奈
11		茨城県作業療法士会	島 田 康 司
12	教育関係者	茨城県立美浦特別支援学校	松 本 牧 子
13		茨城県立つくば特別支援学校	覺 張 茂 樹
14	雇用に係る団体又は 機関の関係者	龍ヶ崎公共職業安定所	石 崎 好 章
15		龍ヶ崎市商工会	横 岡 明 彦
16		つくばの里工業団地運営協議会	大久保 一 裕
17	学識経験者	流通経済大学	米 原 立 将
18	市議会議員	龍ヶ崎市議会	山 村 尚
19	市民公募	市民	深 澤 幸 子
20		市民	南 部 節 子

(任期：令和2年7月1日～令和4年6月30日)

---

### (3) 諮問

---

龍社第136号  
令和2年7月22日

龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会 会長 殿

龍ヶ崎市長 中山 一生

龍ヶ崎市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定について（諮問）

みだしのことについて、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例（平成26年3月28日龍ヶ崎市条例第10号）第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

#### 【諮問の趣旨】

本市では、障がいの有無にかかわらず、すべての人が人格と個性を尊重し支えあい共に生活できるような共生社会の実現を目指し、障がい者の自立や社会参加の支援等について、計画的な推進に努めてまいりました。

このような中、本市における「龍ヶ崎市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」が今年度末を以って期間満了となることから、この度、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「龍ヶ崎市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定いたします。

そこで、計画の策定にあたり、障がい者関係団体の皆さまをはじめ、事業者、支援機関、学識経験者など様々な専門的視点からご審議いただきたく、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会に意見を求めるものです。

.....  
(4) 答申  
.....

答 申 書

令和3年2月25日

龍ヶ崎市長 中山 一生 殿

龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会

会長 池田 八郎

貴職から諮問された「龍ヶ崎市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について（諮問）」（令和2年7月22日付け龍社第136号）について、下記のとおり答申します。

記

上記計画の策定に当たっては、計画検討部会での審議を重ね、これらの意見を反映させてきたところであり、概ね妥当な内容と判断するが、今後の計画推進に当たっては、さらに以下の点について留意検討されたい。

- 1 障がい者の就労や社会参加を地域全体で共有し、後押しできるように、広報啓発に努めること。
- 2 障がい者が自らの障がいの特性等に応じて、安定的に働くことができるために、事業所やハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、障がい者の就労の機会を拡充すること。
- 3 障がい児支援の提供体制を充実させるため、保護者や学校関係者等との連携も含めて、つぼみ園の機能強化を図ること。

龍ヶ崎市  
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

発行 龍ヶ崎市

編集 龍ヶ崎市 福祉部 社会福祉課

〒301-8611

茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

TEL 0297-64-1111 (代表)

URL <https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/>





龍ヶ崎市